

2004年報



Northern Regions Center (NRC)

社団
法人

北方圏センター

Northern Regions Foundation (NRF)

財団
法人

北方圏交流基金



Northern Regions Center (NRC)
社団 法人 北方圏センター

Northern Regions Foundation (NRF)
財団 法人 北方圏交流基金

CONTENTS

社団法人 北方圏センター

■北方圏センターの歩み	1
■平成15年度事業実績	
事業部	2
交流部	4
調査研究部（情報企画室）	6
出版部	8
国際協力部	10
■2003年度Visitors	13
■平成15年度一般会計収支決算	14
■平成16年度一般会計収支予算	16
■平成15年度特別会計収支決算	18
■平成16年度特別会計収支予算	19
■組織・役員・施設	20
■定款	23

財団法人 北方圏交流基金

■概要（設立／趣旨／事業／財源／組織）	27
■役員	28
■平成15年度収支決算・平成16年度収支予算	28
■平成15年度助成事業実績	30
■寄付行為	31

[資料編]

北海道姉妹都市・友好提携自治体一覧	34
在道外国公館／道内名誉領事館	36
在日大使館（北方圏関係諸国）	37

北方圏センターの歩み

北方圏構想と北方圏センターの設立

昭和46（1971）年4月、北海道の長期的な指針である「第三期北海道総合開発計画」（10カ年）がスタートしましたが、この中に北方圏諸国との交流を目指す北方圏構想が盛り込まれました。

この北方圏構想は、北海道と同じような積雪寒冷の気候風土の中で長い歴史を持ち、高い文化を培ってきた北米、カナダ、北欧諸国などとの幅広い交流を通じて、北海道の経済産業や生活、文化の向上を図り、北国である北海道の特性を生かした地域づくりを目指していくとするものです。これは、開拓以来の中央から持ち込まれた南方志向の発想を、北海道の風土に立脚した北方志向の発想へと道民意識のドラスティックな転換を求めるものでした。しかし、この構想が始動した当時は、「北方圏」の言葉自体が耳新しいものであったうえ、「北方圏」とはどこを指すのかなど、馴染みがなく、構想の推進の第一歩は、まず道民に対する啓蒙活動から始まりました。

この北方圏構想の推進母体となったのが、三期計画のスタートと同時に設立された「北方圏調査会」でした。翌年1月には社団法人として内閣総理大臣の許可を得、その後、昭和51（1976）年11月に、北方圏諸国に関する資料・文献等を収蔵する「北方圏情報センター」を併設し、北方圏構想の啓蒙と普及に努めました。さらに、昭和53（1978）年4月には、事業活動の拡大と交流施設の必要性等からこれを発展的に改組し、北海道庁別館に移転して、「社団法人北方圏センター」が発足しました。以来、北方圏交流を主軸としたシンクタンク機能、データバンク機能、エクスチェンジ機能を持つ全国でもユニークな国際交流団体として活発な活動を展開し、冬の生活に対する道民意識の改革や特色ある地域づくりに向けて、多方面に大きなインパクトを与えてきました。また、北方圏センター発足後の昭和53年7月には、民間団体等の北方圏交流事業を資金面から支援する「財団法人北方圏交流基金」が設立されています。

地域国際化協会の認定

近年のグローバル化の進展に伴い、在住外国人の増加など地域における国際交流も多様化する一方、国際社会の相互依存関係が緊密化する中で、開発途上国からの国際協力に対する要請も増大してきました。

北方圏センターでは、北海道が北米や欧州諸国に最も近い地域であるとともに、北方圏諸国とアジア太平洋地域を結ぶかなめに位置しており、北方圏諸国との交流を基軸としつつ、さらに他の諸国との交流や国際協力を進めていくことが必要であることから、平成7（1995年）年6月、定款の一部変更を行い、事業内容の拡大を図りました。

平成8（1996）年4月には、国際協力機構（JICA）が開発途上国の技術研修員の受け入れを進めるために設置した「札幌国際センター」、「帯広国際センター」の管理・運営を受託するとともに、道の研修受入事業を担当するなど、国際協力の分野にも力を入れてきています。

また、平成10（1998）年3月には、総務省から「地域国際化協会」に認定され、現在、北海道の中核的な国際交流団体として、北海道の国際化の前進に向け、幅広く多彩な活動を展開しています。

北方圏センタ一年表(略)

- ・昭和46（1971）年4月 北方圏調査会の設立
- ・47（1972）年1月 内閣総理大臣から社団法人の許可
- ・51（1976）年11月 北方圏情報センターの併設
- ・53（1978）年4月 社団法人北方圏センターに改組
- ・平成7（1995）年6月 定款一部変更（青年婦人国際交流事業の統合）
- ・8（1996）年4月 国際センターの管理運営
- ・10（1998）年3月 総務大臣から地域国際化協会の認定
- ・16（2004）年7月 財団法人北方圏交流基金を統合

事業部

平成15年度は、国際会議や講演会等の開催及び各種の交流事業を通じて、北方圏諸国との交流推進と相互理解の促進等に向け、次の事業を実施した。

国際会議

第19回北方圏国際シンポジウム 「オホーツク海&流水」

紋別市、オホーツク・氷海研究グループと共に、アメリカ、ロシア、カナダ等6カ国21名の海外研究者と国内の研究者を招いて、海洋、流水及び氷海に関する国際シンポジウムを開催した。(2月22日～28日 紋別市民会館・紋別市文化会館)

セミナー・講演会等

国際理解講演会 『ダニエル・カールの日本見聞録』

講師：ダニエル・カール氏 [山形弁研究家]

北海道の国際化の推進と道民の国際意識の向上に寄与することを目的に、財自治総合センターから宝くじ普及広報事業費の助成を受け、砂川市（共催：砂川市、砂川市教育委員会、砂川市国際交流ふれあい委員会）と東川町（共催：東川町、東川町教育委員会、東川町国際文化交流協会）の2カ所で、国際理解をテーマに講演会を開催した。

(2月25日・砂川市民会館／2月26日・東川町農村環境改善センター)



国際交流定例懇談会

北海道女性協会と共に、北海道在住及び来道外国人をゲストに招き、国際交流定例懇談会を6回開催した。(北方圏センター会議室)

交流

留学生支援「ふれあいトーク in 北海道」

北海道で学ぶ留学生への支援事業として、道内各地の人々との交流や産業文化への理解を深めるために開催した。札幌市及び近郊の大学に学ぶ2カ国28名の留学生が、日本海に面したシノヤの伝統を色濃く残す浜益村を訪れ、ホームステイをはじめ、浜益ふるさと祭りに参加して地元の海産物や農産物の販売の手伝いや郷土芸能の『子はたき音頭』を踊り、村民との交流と地域の理解を深めた。(9月26日～28日)



留学生地域交流支援 「国際交流ふれあい事業」

北海道で学ぶ留学生が、道内各地のイベントに参加すると共に、地域の人々との交流と相互理解を図ることを目的として、由仁町（共催：由仁町国際交流協会、後援：由仁町、由仁町教育委員会、夏まつり実行委員会）と鹿追町（共催：鹿追町国際交流協会、後援：鹿追町、鹿追町教育委員会、鹿追町国際交流協議会）の2カ所で実施した。[(財) 中島記念国際交流財団、及び(財) 日本国際教育協会による支援事業]

①「ふれあい交流 in 夏まつり・ゆに」

札幌市、札幌市近郊、苫小牧市、音更町の大学に学ぶ4カ国28名の留学生が、道央の由仁町を訪れ、特色ある農家や庭園の視察をはじめ郷土資料館の視

察、そば打ち体験や祭りイベントのムカデ障害物競走に挑戦。また、ホームステイを通して町民との交流や地域への理解を深めた。(8月1日～3日)



②「ふれあい交流 in しかおい」

札幌市、札幌市近郊、苫小牧市、帯広市、音更町の大学に学ぶ14カ国1地域34名の留学生が、十勝管内の鹿追町を訪れ、氷結した然別湖の観察、そば打ちやソーセージ作りなどの体験、神田日勝記念館の見学、また、ホームステイや各種の交流会を通して町民との交流を深め、十勝地方への理解を深めた。

(3月4日～6日)



北方圏センター会員の海外派遣

世界情勢を知り、国際感覚を養ってもらうため、北方圏センター会員2名をロシア（サンクトペテルブルク、モスクワ）に派遣（1名は都合により辞退）した。(9月16日～23日)

連携・支援

ボランティア通訳者派遣事業

地域で開催される国際交流やイベントに際し、地

元の人々と外国人との交流の一助とするため英語、ロシア語、中国語のボランティア通訳者の登録を行うとともに、地域からの要請に基づき派遣した。

相談等への対応

道内の自治体や交流団体からの相談や事業への講演依頼等に積極的に対応し、地域の活動を支援した。(事業後援32件)

北方圏交流研修事業

北方四島交流（日本語習得研修）受入事業

北方四島交流北海道推進委員会からの委託事業として、北方領土問題解決の環境づくりに向け、北方四島在住のロシア人を札幌に招き、日本語の習得を図るとともに、市内や近郊の視察をはじめ、日本の伝統文化や現代社会の理解を促進し、相互に友好と親善を深める事業を3回実施した。

・第1回 15名

[国後島6名、択捉島5名、色丹島4名]

日本語習得研修15時間

(5月21日～28日：8日間)

・第2回 10名

[国後島4名、択捉島4名、色丹島2名]

日本語習得研修135時間

(6月3日～7月11日：39日間)

・第3回 10名

[国後島4名、択捉島4名、色丹島2名]

日本語習得研修63時間

(8月20日～9月13日：25日間)



交流部

平成15年度は、青年の海外派遣、国際交流シンポジウム、小中高生の国際理解教室、アルバータ州青年研修生受け入れ等の事業を実施した。

■北海道海外派遣事業

	国際交流研修	国際協力研修
派遣先	イギリス・デンマーク・ドイツ	カンボジア・ベトナム
派遣期間	10月1日(水)~12日(木)12日間	10月21日(火)~30日(土)10日間
人数	各10名	
研修内容	環境問題への取り組み まちづくりによる地域活性化	JICA事業の取り組み NGOの活動状況



国際交流研修



国際協力研修

■北方圏センター25周年記念「全道国際交流シンポジウム」11月18日京王プラザホテル札幌

北方圏センターの発足25周年を記念し、全道の国際交流団体や自治体関係者が地域の国際交流や国際協力の活動意義や役割、推進のあり方、課題解決等を学び合い、情報や意見交換を通して相互のネットワークづくりの促進を図ることをめざして開催した。

基調講演「グローバル化時代の地域社会と国際交流」

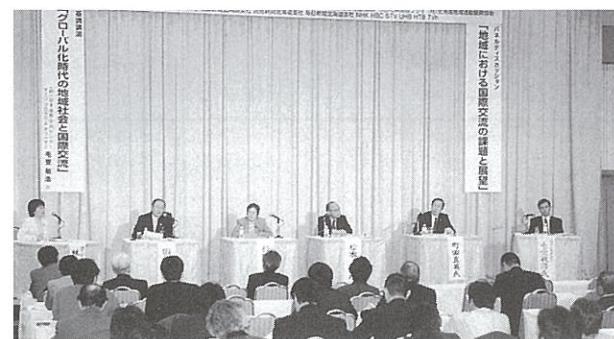
財日本国際交流センター・チーフ・プログラム・オフィサー 毛受敏浩氏

パネル・ディスカッション「地域における国際交流の課題と展望」

分科会 第1分科会 「市民レベルでの国際交流・協力事業の進め方」

第2分科会 「姉妹都市交流の活性化」

第3分科会 「交流団体の運営と活動のあり方」



■小中高生の国際理解教室（国際交流団体活性化促進事業）

地域の国際交流団体や学校と提携して、小中高生に諸外国の生活、文化、歴史等についての学習の機会を提供した。

①「ニュージーランドの生活・文化と原住民マリオ族」9月10日 共催：深川市立多度志小学校

深川国際交流協会

講師：マイヨン・ウィリアムス氏（ニュージーランド、北海道国際交流員）

②「アメリカを聞いて、しゃべって、歌って体験」12月18日 共催：朝日町立朝日中学校

朝日町国際交流協会

講師：ブライアン・ブレベンス氏（アメリカ、札幌旭丘高校英語講師）

③「ニュージーランドについて」2月24日 共催：道立津別高校

津別国際交流実行委員会

講師：マイヨン・ウィリアムス氏（ニュージーランド、北海道国際交流員）



①深川市立多度志小学校で

②朝日町立朝日中学校で

③道立津別高校で



北方圏誌「Hoppoken」の2003年夏季号に掲載された吉開さんの「ESSAY」

■アルバータ州青年研修生受入事業

北海道の姉妹州であるカナダ・アルバータ州から吉開・みな・ジュディさんを受け入れ、北海道大学大学院での研究生活を支援した。

調査研究部

平成15年度は、道内主要市協賛・自主研究、および財関西情報・産業活性化センター委託の各調査を行ったほか、北方圏講座等を開催、さらに各種資料の収集・提供、ホームページ「北海道国際情報ネットワーク」の更新、整備に努めた。また外国研修生受入事業を実施した。

《調査研究事業》

(1)道内主要市協賛・自主研究調査

テーマは「北方圏諸国における冬季観光の調査研究」。観光立国は北海道にあっても大きな命題であり、特に冬季観光の振興が重要課題であることから、今後のあり方を考えるために、スウェーデン、フィンランドを現地調査し、北海道と似た自然条件にある北方圏諸国の冬季観光の実態、プログラム等についてまとめた。関連して道内関係者による「北海道の冬季観光を考える」座談会を開催、内容を報告書に添付・収録した。

(2)財団法人関西情報・産業活性化センター委託調査

「生活産業を中心とする雇用拡大に関する実態調査」の一環で、新しいサービス分野である生活産業のうち、雇用の創出・拡大に実績と将来性を有する北海道内の3企業について聞き取り調査を行った。



冬季観光現地調査：犬ゾリ体験後の記念ショット＝スウェーデン・キールナ

《講演会等事業》

(1)北方圏講座

北方圏諸国の産業経済や生活文化等に関する学習とアップデートな情報交換を図る場として4回開催した。(かっこ内は開催日と講演者)

- ①「スウェーデンの環境政策」(5月26日・駐日スウェーデン大使 ミカエル・リンドストローム氏)
- ②「スウェーデンの研究者が見た北海道の知的サービス産業の現状」(6月17日・スウェーデン・ヨーテボリ大学講師 パトリック・ストローム氏ほか同大学生15人)
- ③「フィンランド経済の奇跡とその要因」(12月12日・前駐フィンランド大使 長谷川憲正氏)
- ④「変革真っ只中のラップランド 観光に未来はあるか?」(1月30日・フィンランド・ラップランド大学事務総長 ユハニ・リルベリ氏)

(2)エネルギー問題懇談会

- ①「中国の石油・天然ガス政策と今後の見通し」(4月18日・石油問題コンサルタント 神原達氏)
- ②「北東アジア地域のエネルギー事情」(5月30日・日本エネルギー経済研究所常務理事 兼清賢介氏、同国際プロジェクト部長 福島篤氏)

《外国研修生受入事業》

ロシア極東の企業経営指導者の育成支援

ロシア東欧貿易会の委託を受け、ロシア極東の沿海地方、ハバロフスク地方、サハリン州から水産加工関連企業の経営者や幹部9人を受け入れ、講義と企業視察を中心とした研修を実施するとともに、道内の関係業者との意見交換会を開催した。(9月28日～10月10日)

《情報収集提供事業》

1. 資料の整備事業

(1) 図書・資料の整備

平成15年度末現在、北方圏地域を始めとする文献等は、図書16,840冊、パンフレット等4,011点、スライド12,690点、写真5,861点となった。これら資料の閲覧・貸出を行った。

(2) 視聴覚資料の整理

平成15年度末現在、北方圏地域を始めとする視聴覚資料は、映画フィルム(16mm)51点、ビデオテープ175点、他CD、CD-ROM等75点、合計301点となった。これら資料の貸出を行うとともに、ビデオブース、パソコンブースの利用に供した。

2. ホームページ「北海道国際情報ネットワーク」(<http://www.nrc.or.jp>)

平成12年度に開設した「北海道国際情報ネットワークシステム」の機器の更新と情報内容の充実を図り、会員をはじめ広く道民の利用に供した。北方圏センターのホームページへの平成15年度のアクセス件数は約38万5千件であった。更新に際しては、ビジュアルで判りやすい国際情報等の提供をするためストーリーミング(動画)配信システム等を導入した。

The screenshot shows the homepage of the Hokkaido International Information Network (NRC). The top navigation bar includes links for Microsoft Internet Explorer, file operations, and search functions. The main header features the Northern Regions Center logo and the text "Northern Regions Center" and "Hokkaido International Information Network". Below the header, there are language selection buttons for Chinese, English, Korean, and Russian. The left sidebar contains links for "Information INDEX", "Inbound Foreigner Information", and "Related Information". The central content area displays a large image of a ski race finish line with the text "オホーツク歩くスキーフェスティバル" and "Last Update: 2004.03.31". To the right, there is a "Streaming Corner" video player showing a person speaking. The bottom section features a "TOPICS" news feed with various articles in Japanese, English, and other languages. On the far right, there are links for "Organization", "Access", "Membership Application", "Northern Regions Exchange Fund Case", "Northern Regions Center", and "Kids Land".

出版部

平成15年度は、国際交流情報を紹介する季刊誌「Hoppoken」(北方圏)、国際協力情報紙「でいい」を発行し、会員、国際交流・協力団体、市町村、大学・研究機関等に配布した。また北方圏センターと北方圏交流基金の事業等をまとめた「2003年報」を発行し、来訪者等に提供した。

●季刊誌「Hoppoken」(北方圏)

北方圏地域を中心とした諸外国の生活、文化、経済、産業、学術など、さまざまな情報を紹介する季刊誌「Hoppoken」(北方圏)を第123号から第126号まで各3000部を発行、会員はじめ関係団体に配布した。

<各号の主な記事>

- 123号
(春季号)
◇巻頭辞「グローバルネットワーク 北海道を起点に」(中村三樹男JICA北海道国際センター札幌所長)
◇自然冷熱エネルギー特集▽雪氷冷熱を利用した北海道農産物流通の変革(川合紀章・北海道開発局室蘭開発建設部次長)
▽雪は白いダイヤ、雪サミット2002inびばい(金子幸江・美唄自然エネルギー研究会研究員)
◇ロシア食文化の歴史散歩ールポーク「猫の葬送」を素材としてー(白井良子・北海道大学大学院生)
◇ワールド・ユース・キャンプ2003ー「世界の先住民のための国際十年」を終える前にー(芦澤満・白樺学園高等学校教諭)
◇ボストン演奏旅行(渋川誠人・北海道札幌白石高等学校吹奏楽部顧問)
- 124号
(夏季号)
◇巻頭辞「肩肘張らず普段着の交流」(横山清・在札幌フィンランド共和国名誉領事)
◇北方圏センター・エネルギー問題懇談会 中国の石油・天然ガス政策と今後の見通し(神原達・石油問題コンサルタント)
◇エジノサハリンスク医療事情ーあのコースチャ坊やから12年ー(浅井康文・札幌医科大学教授)
◇北海道で誕生して20年、世界を廻って里帰りする国際会議ー「第7回寒地開発に関する国際シンポジウム」の札幌開催に当たって(佐々木晴美・国際寒地開発研究協会専務理事)
◇アメリカ観光産業におけるコンベンション事業(藤原榮喜・道都大学経営学部助教授)
◇エッセイ 曾祖母橋智恵子の絵葉書帖(吉開みなみュディ・カナダアルバータ州青年研修生)
- 125号
(秋季号)
◇巻頭辞「目先にとらわれず相互理解を」(奥村幸一・ホクレン農業協同組合連合会代表理事副会長)
◇北方圏センター・エネルギー問題懇談会 北東アジア地域のエネルギー事情とシベリア原油パイプライン構想(兼清賢介・日本エネルギー経済研究所常務理事)
◇北方圏講座 スウェーデンの研究者が見た北海道の知的産業の現状(パトリック・ストローム・スウェーデンヨーテボリ大学経済学部講師)
◇コスタリカ 自立を目指す美しい自然の小国ー自然資源を生かす観光に北海道のヒントを見るー(小磯修二・釧路公立大学地域経済研究センター長)
◇私が見た東アジアの農民たち(朴紅・北海道大学大学院助教授)
◇クロアチアで開催されたグローブ世界大会(印部陽一・北海道上川高等学校教諭)
- 126号
(冬季号)
◇巻頭辞「新生北海道」を目指して(高橋はるみ・北海道知事)
◇北方圏センター25周年記念全道国際交流シンポジウム「グローバル化時代の地域社会と国際交流を考える」(講演講師、コメンテーターー 毛受敏浩・日本国際交流センターチーフプログラムオフィサー)
◇北方圏センター・エネルギー問題懇談会 北東アジア地域における石炭・環境問題(福島篤・日本エネルギー経済研究所所長)
◇カナダBC州サンピークス リゾート開発に揺れる先住民族(飯部紀昭・道都大学教授)
◇イングランドの丘で出会ったイギリスのFarmers(朴紅・北海道大学大学院助教授)
◇ロシアの古都を訪ねて(金丸貞行・センター会員)



●国際協力情報紙「でいい」

国際協力や開発途上国について道民の理解を深めるために、北方圏センターと国際協力機構(JICA)の札幌国際センター、帯広国際センター、道内国際協力団体の活動を紹介する情報紙「でいい」を発行し、道内の国際協力団体、市町村、小中学校、短大・大学等に配布した。

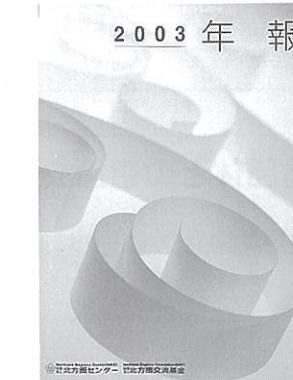
<各号の主な記事>

- 春季号
Vol.29
◇特集:国際理解を深めて(積丹町の小中学生の場合)
◇研修員に聞く「お国自慢あれこれ」(ジョセフ・アメーザ・オメガさん、ケニア共和国)
◇北方圏センターだより▽JICAだより▽JICA-HICSが実施する研修員の学校訪問▽泣いた!笑った!in開発途上国 シニア海外ボランティア体験記(酒井和彦)
- 夏季号
Vol.30
◇特集:北海道開発教育ネットワーク(D-net)の活動(小泉雅弘・D-net運営委員)
◇研修員に聞く「お国自慢あれこれ」(オット・L・A・ルシノスさん、エル・サルバドル共和国)
◇北方圏センターだより▽JICAだより▽平成15年度高校生国際協力実体験プログラム実施される▽泣いた!笑った!in開発途上国 シニア海外ボランティア体験記(北村維朗)
- 秋季号
Vol.31
◇特集:シリアへの救急医療支援と元JICA研修員の協力(浅井康文・札幌医科大学医学部高度救命救急センター教授)
◇研修員に聞く「お国自慢あれこれ」(チャップクロ・チャーミ・チャムビさん、トーゴ共和国)
◇北方圏センターだより▽JICAだより▽JICA独立行政法人化▽国際理解イベント「地球市民の日~世界を知ろう!考えよう!行動しよう!」旭川で開催される
- 冬季号
Vol.32
◇特集:北海道海外技術研修員の「研修を終えて」
◇研修員に聞く「お国自慢あれこれ」(ゲオルギ・アボロン・クリストドューロさん、ルーマニア)
◇北方圏センターだより▽JICAだより▽第三回開発教育指導者研修開催される▽泣いた!笑った!in開発途上国 私の活動を通して感じた日系社会(間山伸一)



●「2003年報」

社団法人・北方圏センター、財団法人・北方圏交流基金の前年度事業実績や組織概要などをまとめているほか、国際協力機構(JICA)の委託を受けて国際センターを管理運営する札幌、帯広両国際センターの活動状況も掲載し、2800部を印刷・発行し、会員のほか関係団体、来訪者に配布した。



国際協力部

平成15年度は、「国際協力セミナー」「国際協力推進団体との懇話会」を開催したほか、「国際理解促進事業」「北海道海外技術研修員受入事業」「サハリン北海道人会子弟等通訳員養成研修生受入事業」を実施した。また、道民の国際協力に対する理解を深める場として「北海道国際協力フェスタ2003」に参加した。

そのほか、日常的に国際センターの管理運営を行うとともに、国際協力に関する文献、インターネットを利用した情報収集体制の整備を進めた。

1 文献、パソコンネットによる情報収集

各種照会等に対応するため、国際協力関係機関や団体が発行する定期刊行物をはじめ、国際協力に関する文献、途上国の国情等に関する情報収集及びインターネットを利用した情報収集を行い、これらの情報を希望者にメールで配信するほか、ホームページの整備を進めた。

2 国際協力セミナーの開催

国際協力活動についての理解を深めるため、一般道民を対象に、NGO団体代表者等を講師に招いてセミナーを開催した。

また、JICAや北海道開発教育ネットワーク（通称「D-net」）と協力し、道内各地で開発教育ワークショップを実施した。



開催日	開催地	タイトル	講師	参加者数	会場
2003年5月6日	札幌市	非暴力トレーニング講座 (共催：さっぽろ自由学校「遊」)	国際NGO非暴力平和隊・日本共同代表 大畠 豊氏	38名	北方圏センター会議室
2003年9月20日	旭川市	地球市民の日 (共催：旭川市、旭川市国際交流委員会他)	NPO法人地球のステージ 代表 桑山 紀彦氏	約160名	旭川市勤労者福祉総合センター
2003年10月4日	札幌市	ピース・トーク・マラソン2003-2007 (主催：JICA、共催：財札幌国際プラザ他) 基調対談「60億人の豊かな未来のために」 ピーストーク「世界見聞録～サドルの上で 考えた平和と国際協力」 ビデオメッセージ パネルディスカッション 「1人ひとりにできること。1人のためにできること。」	歌人 田中 章義氏 ミュージシャン サンプラザ中野氏 ミキハウス社長室人事採用担当 坂本 達氏 島田紳助氏、小山内美枝子氏 他 元青年海外協力隊 立石喜裕氏 酪農学園大学助教授 高橋 一氏 元ユニセフ職員 藤原 幸恵氏	約300名	サッポロファクトリーホール
2003年6月21日	帯広市		D-net会員 岡田 圭子氏 他	36名	とかちプラザ
2003年11月21日	函館市	開発教育北海道キャラバン 「世界がもし100人の村だったら」(共催： JICA)	D-net会員 岡田 圭子氏 他	28名	北海道国際交流センター
2003年11月29日	室蘭市		D-net会員 栗山 丈弘氏 タツヨウ井成美氏	28名	室蘭市民会館 中会議室

3 国際協力推進団体との懇話会の開催

懇話会では、10月の国際協力フェスタに向けての取り組みについて話し合ったほか、各団体の活動状況などについて意見交換を行った。

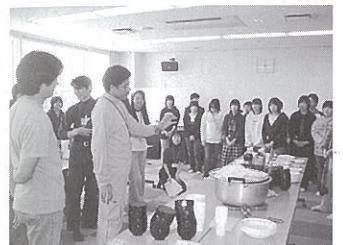


議題	開催日	参加団体数	会場
・NGO団体に関する情報提供について ・「国際協力フェスタ2003」の開催について ・各団体からのお知らせ及び意見交換	2003年4月25日	23団体	北方圏センター会議室
・「国際協力フェスタ2003」の開催について ・各団体からのお知らせ及び意見交換	2003年8月7日	20団体	北方圏センター会議室

4 国際理解促進事業の展開

北海道の国際理解を促進するため、小中学生を中心とした地域の人々と海外からの研修員との交流会等を実施した。

特に、外国人と接する機会の少ない町村においては、研修員が学校を訪問し、子供達と交流するだけでなく、地域の人々との交流の機会を設けることで、地域全体の国際理解への関心を高めることができた。



札幌国際センター

形態	対象・地域	参加者数	研修員数
学校訪問及び地域交流会	積丹町 富良野市	小・中学生他 301人 〃 104人	19人 13人
スポーツ交流会	NGO関係者他	17人	8人
ワールドジャンクション	白石区子ども会	小・中学生他 45人	29人
料理交流会	北村国際交流協会	小・中学生他 41人	11人

帯広国際センター

形態	対象・地域	参加者数	研修員数
地域交流会、ワークショップ	北見市 鹿追町	小・中学生他 48人 小学生他 67人	10人 13人

5 海外研修員受入事業

平成15年度は、北海道より委託を受け、次の2事業を実施し、11名の研修員を受け入れた。新型肺炎SARSの影響により、中国から研修員を受け入れる予定の「自治体職員協力交流事業」が中止となったほか、北海道海外技術研修員受入事業においても中国からの研修員が1ヵ月以上遅れて来日した。

(1) 北海道海外技術研修員受入事業

開発途上国から技術研修員を受け入れ、途上国が必要とする技術の習得及び道民との交流を進め、途上国の経済開発や人材育成に貢献するなど国際協力を図るとともに、北海道の国際化の促進を図った。

受入期間：6月2日～3月31日

受入国・人数：ブラジル5名、アルゼンチン1名、パラグアイ1名、バヌアツ1名、中国2名 計10名

(2) サハリン北海道人会子弟等通訳員養成研修生受入事業

サハリン州から研修生を受け入れ、通訳技術の習得を目的とした事業を実施し、次世代を担う子弟の育成を図り、サハリン州との交流の推進を図った。

受入期間：6月4日～3月3日

受入国・人数：ロシア1名

6 国際センターの管理と運営

(1) 国際センターの施設管理

施設の適正な運営管理及び維持管理業務を行った。

・国際センター（札幌） 延面積 7,983.17m² 宿泊定員 100人（97室）

・国際センター（帯広） 延面積 4,400.64m² 宿泊定員 50人（48室）※宿泊実績は資料参照

(2) 研修の実施

JICAから受託する研修事業について、研修カリキュラムの効果的な実施を図るために、受入機関との調整及び進行管理を行った。

受託研修コース（集団・個別コース）

・札幌国際センター 15コース 108人

・帯広国際センター 11コース 102人

(3) 研修付帯業務の実施

JICAから受託する研修付帯業務について、ブリーフィング・オリエンテーション、日本語研修及び福利厚生事業を随時実施した。



参加研修員数等 (両センター計)	ブリーフィング・オリエンテーション	107回	637人
	日本語研修	61回 延べ	467人
	福利厚生・地域交流事業	372回 延べ	4,367人

(4) 図書資料等情報整備

北海道国際センター（札幌）図書資料室の管理運営業務を受託し、図書資料の収集、整理、保管のほか、図書資料や国際協力に関する情報の提供業務を行った。

平成15年度 北海道国際センター（札幌）宿泊利用状況

月	区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
JICA 研修員等	人 数	491	371	1,035	1,170	1,948	1,997	2,262	1,586	872	1,382	1,705	989	15,808
	利 用 率	16.9%	12.3%	35.6%	38.9%	64.8%	68.6%	75.2%	54.5%	29.0%	46.0%	60.6%	32.9%	44.5%
地元利用	人 数	100	183	617	494	554	476	415	501	417	470	388	394	5,009
	利 用 率	3.4%	6.1%	21.2%	16.4%	18.4%	16.4%	13.8%	17.2%	13.9%	15.6%	13.8%	13.1%	14.1%
合 計	人 数	591	554	1,652	1,664	2,502	2,473	2,677	2,087	1,289	1,852	2,093	1,383	20,817
	利 用 率	20.3%	18.4%	56.8%	55.3%	83.2%	85.0%	89.0%	71.7%	42.9%	61.6%	74.4%	46.0%	58.6%

平成15年度 北海道国際センター（帯広）宿泊利用状況

月	区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
JICA 研修員等	人 数	1,156	738	1,253	1,420	1,200	1,220	1,260	1,248	1,011	617	672	1,117	12,912
	利 用 率	80.3%	49.6%	87.0%	95.4%	80.6%	84.7%	84.7%	86.7%	67.9%	41.5%	48.3%	75.1%	73.5%
地元利用	人 数	0	0	0	0	0	0	0	4	0	82	0	0	86
	利 用 率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.3%	0.0%	5.5%	0.0%	0.0%	0.5%
合 計	人 数	1,156	738	1,253	1,420	1,200	1,220	1,260	1,252	1,011	699	672	1,117	12,998
	利 用 率	80.3%	49.6%	87.0%	95.4%	80.6%	84.7%	84.7%	86.9%	67.9%	47.0%	48.3%	75.1%	74.0%

平成15年度 北海道国際センター（札幌、帯広）研修員等受け入れ状況

北海道国際センター（札幌）

区分	形態	コース数	人数
技術研修員	集団	36	271
	個別	—	51
	日系	—	4
小計	—	—	326
その他	青年招聘	6	120
	留学生	2	30
小計	—	—	150
合計			476

北海道国際センター（帯広）

区分	形態	コース数	人数
技術研修員	集団	23	200
	個別	—	32
	日系	—	—
小計	—	—	232
その他	青年招聘	—	—
	留学生	—	—
小計	—	—	0
合計			232

北海道の受入による研修員

	出 身 地 域			
年度	アジア	中南米	アフリカ	合計
13	8	8	0	16
14	8	5	1	14
15	4	7	0	11
合 計	20	20	1	41

*アジア地域・・・サハリン（ロシア）、大洋州を含む



2003年度Visitors

国名	年月	肩書	氏名（敬称略）	来訪目的
デンマーク	2003年4.7	デンマーク内務大臣ご夫妻	Bertel Haarder	表敬
スウェーデン	4.18	地理院エンジニア・コーディネーター・通訳	Atsuko Fujikura Carlsson	✓
スウェーデン	5.15	スウェーデンヨーテボリ大学講師 スウェーデンヨーテボリ大学留学生 スウェーデンダーラナ大学留学生	Patrik Ström Nilsson Alex 他17名 Jansson Jonathan	✓ ✓ ✓
ロシア	5.21	北方四島交流日本語・日本文化体験研修生	Гуданец Елена Владимировна 団長他14名	研修
スウェーデン	5.26	駐日スウェーデン大使館特命全権大使	Mikael Lindström	表敬
ロシア	6.3	北方四島交流日本語習得研修生	Гвоздецкая Жанна Александровна 団長他9名	研修
ブラジル	6.6	道海外技術研修員	Taniguti Harue Marcia 他7名	✓
ロシア	6.6	サハリン北海道人会子弟等通訳養成研修生	Moriyama Inga	✓
アメリカ	6.13	北方圏フォーラム事務総長 北方研究所専務理事 北方研究所研究生	Walter J. Hickel Mead Treadwell Robert Smith	表敬 ✓ ✓
中国	7.25	道海外技術研修員	于天峰 他1名	研修
イギリス	8.8	ロンドン・スクール・オブ・エコノミックス経済学教授	Janet E Hunter	表敬
ロシア	8.20	北方四島交流日本語習得研修生	Данелия Андрей Шотович 団長他9名	研修
カナダ	8.22	ビジネスコーディネーター	Masako Tanaka	表敬
アメリカ	9.16	米国バーモント州スター・リング大学教育プロジェクトコーディネーター	Erik Hansen	情報収集
ロシア	9.30	北海道・ロシア極東企業研修生	Маймин Юрий Иванович 他8名	研修
ブラジル	10.29	ブラジル北海道協会会長 理事 第一書記理事	Izuhiko Taniguchi Toshio Kinoshita Akira Takahashi	表敬 ✓ ✓
カナダ	11.4	田川市総務部企画調整課国際交流員(CIR)	Angela Luk	✓
スウェーデン	11.26	札幌国際日本語学院留学生	Jovanna Aaby Olsson Carl Johan Petersson	✓ ✓
スウェーデン	12.3	スウェーデンヨーテボリ大学経済商法學部日本語講師	Chie Inoue Johannesson	✓
フィンランド	2004年1.30	ラップランド大学事務総長	Juhani Lillberg	北方圏講座講師
カナダ	3.8	アシュクラフト・インターナショナル・カレッジ理事長	Akio Kanamaru	表敬
ノルウェー	3.9	駐日ノルウェー大使館参事官 秘書 広報担当官	Marianne Loe Aase Skjold Oba Akemi Date	表敬 ✓ ✓

社団
法人 北方圏センター

2003(平成15)年度:一般会計収支決算

(収入の部)

科 目	当初予算額(ア)	補正予算額(イ)	補正後予算額(ア+イ)	決算額(エ)	増減(ウ-エ)	摘要
会 費 収 入	35,000,000		35,000,000	30,807,660	4,192,340	法人・個人会員
補 助 金 収 入	210,207,000		210,207,000	207,626,479	2,580,521	
北海道補助金	165,424,000		165,424,000	164,299,000	1,125,000	運営費、地域国際化協会事業費 国際協力推進費
その他補助金	44,783,000		44,783,000	43,327,479	1,455,521	自治体国際化協会 日本国際教育協会 札幌市、帯広市
負 担 金 収 入	3,100,000		3,100,000	3,990,914	△890,914	海外派遣事業参加者負担金等
施 設 利 用 料 収 入	8,000,000		8,000,000	7,075,900	924,100	会議室利用料等
事 業 収 入	128,838,000	652,000	129,490,000	120,871,699	8,618,301	
調査研究収入	1,000,000	652,000	1,652,000	1,652,000	0	調査研究協賛・受託調査(2件)
北方圏誌収入	5,050,000		5,050,000	3,945,078	1,104,922	北方圏誌広告料、北方圏誌頒布
北方圏交流研修収入	36,791,000		36,791,000	32,991,528	3,799,472	外国研修生受入・招聘事業受託(4件)
海外研修員受入事業収入	51,304,000		51,304,000	44,321,287	6,982,713	海外技術研修員受入事業受託(2件)
地元施設利用料収入	24,411,000		24,411,000	28,304,568	△3,893,568	国際センター地元利用促進事業
国際センター情報整備事業収入	10,282,000		10,282,000	9,657,238	624,762	国際センター図書資料室運営受託
雑 収 入	500,000		500,000	333,748	166,252	預金利子、手数料等
当期収入合計(A)	385,645,000	652,000	386,297,000	370,706,400	15,590,600	
前期繰越収支差額	10,900,111	0	10,900,111	10,900,111	0	
収入合計(B)	396,545,111	652,000	397,197,111	381,606,511	15,590,600	

(単位:円)

(支出の部)

科 目	当初予算額(ア)	補正予算額(イ)	補正後予算額(ア+イ)	決算額(エ)	増減(ウ-エ)	摘要
管 理 費	173,111,000	292,000	173,403,000	160,931,691	12,471,309	
人 件 費	143,022,000		143,022,000	136,531,573	6,490,427	常勤役員報酬、職員給与、福利厚生等
事 務 費	8,300,000	292,000	8,592,000	6,690,954	1,901,046	運営費
総 会 等 費	2,700,000		2,700,000	1,931,772	768,228	定例会開催、広報事業費
施 設 管 理 費	16,386,000		16,386,000	13,074,392	3,311,608	施設維持管理費、光熱費等
積 立 金	2,703,000		2,703,000	2,703,000	0	退職給与引当金
事 業 費	222,934,000	360,000	223,294,000	209,608,476	13,685,524	
情報収集提供事業費	12,281,000		12,281,000	10,916,797	1,364,203	資料収集整備 ホームページ運営管理事業
調査研究費	2,600,000	360,000	2,960,000	2,234,644	725,356	調査研究事業(2件) 研究事業費
北方圏誌費	11,900,000		11,900,000	11,115,074	784,926	北方圏誌発行費
出版費	1,000,000		1,000,000	873,600	126,400	年報発行費
講演会等費	2,100,000		2,100,000	1,722,077	377,923	国際理解講演会 北方圏講座
交流費	26,716,000		26,716,000	24,272,204	2,443,796	通訳ボランティア派遣 留学生支援事業 国際理解教室 海外派遣・受入事業 全道国際交流シンポジウム 交流事業主催・共催費
北方圏交流研修費	28,000,000		28,000,000	24,416,487	3,583,513	外国研修生受入・招聘事業(4件)
国際センター利用促進費	81,261,000		81,261,000	△84,414,568	△3,153,568	国際センター施設借上料
国際協力推進費	6,322,000		6,322,000	5,871,738	450,262	国際協力情報収集・提供事業 国際理解促進事業
海外研修員受入事業費	50,754,000		50,754,000	43,771,287	6,982,713	国際センター情報整備事業 海外技術研修員受入事業(2件)
予 備 費	500,111		500,111	0	500,111	
当期支出合計(C)	396,545,111	652,000	397,197,111	370,540,167	26,656,944	
当期収支差額(A-C)	△10,900,111	0	△10,900,111	166,233	△11,066,344	
次期繰越収支差額(B-C)	0	0	0	11,066,344	△11,066,344	

(単位:円)

社団
法人 北方圏センター

2004(平成16)年度:一般会計収支予算

(収入の部)

科 目	予算額(ア)	前年度予算(最終)(イ)	増減(アーアイ)	摘 要
会 費 収 入	31,000,000	35,000,000	△4,000,000	法人・個人会員
補 助 金 収 入	201,282,000	210,207,000	△8,925,000	
北海道補助金	164,175,000	165,424,000	△1,249,000	運営費、地域国際化協会事業費、 国際協力推進事業費
そ の 他 補 助 金	37,107,000	44,783,000	△7,676,000	札幌市、帯広市 自治体国際化協会
負 担 金 収 入	3,100,000	3,100,000	0	海外派遣事業参加者負担金等
施 設 利 用 料 収 入	5,000,000	8,000,000	△3,000,000	会議室利用料等
事 業 収 入	91,663,000	129,490,000	△37,827,000	
調査研究収入	0	1,652,000	△1,652,000	
北方圏誌収入	3,800,000	5,050,000	△1,250,000	北方圏誌広告料、北方圏誌頒布代金
北方圏交流研修収入	30,500,000	36,791,000	△6,291,000	外国研修生受入・招聘事業受託（3件）
海外研修員受入事業収入	27,016,000	51,304,000	△24,288,000	海外技術研修員受入事業（3件）
地元施設利用料収入	19,630,000	24,411,000	△4,781,000	国際センター利用促進事業
国際センター情報整備事業収入	10,717,000	10,282,000	435,000	国際センター図書資料室運営受託
雜 収 入	500,000	500,000	0	預金利子等
当期収入合計(A)	332,545,000	386,297,000	△53,752,000	
前期繰越収支差額	11,066,344	10,900,111	166,233	
取 入 合 計(B)	343,611,344	397,197,111	△53,585,767	

(単位:円)

(支出の部)

科 目	予算額(ア)	前年度予算(最終)(イ)	増減(アーアイ)	摘 要
管 理 費	158,300,000	173,403,000	△15,103,000	
人 件 費	135,465,000	143,022,000	△7,557,000	常勤役員報酬、職員給与、福利厚生費
事 務 費	6,835,000	8,592,000	△1,757,000	運営費
総 会 等 費	2,000,000	2,700,000	△700,000	定例会開催、広報事業費
施 設 管 理 費	13,000,000	16,386,000	△3,386,000	施設維持管理費
積 立 金	1,000,000	2,703,000	△1,703,000	退職給与引当金
事 業 費	185,111,000	223,294,000	△38,183,000	
情報収集提供事業費	12,709,000	12,281,000	428,000	資料収集整備費 ホームページ運営管理事業
調 査 研 究 費	1,700,000	2,960,000	△1,260,000	国際交流・協力事例集作成費 調査企画費
北 方 圏 誌 費	11,500,000	11,900,000	△400,000	北方圏誌発行費
出 版 費	700,000	1,000,000	△300,000	年報発行費
講 演 会 等 費	1,600,000	2,100,000	△500,000	国際理解講演会 北方圏講座等
交 流 費	24,173,000	26,716,000	△2,543,000	通訳ボランティア派遣事業 留学生支援事業 国際理解教室 海外派遣・受入事業 全道国際交流会議 交流事業主催・共催費
北方圏交流研修費	22,800,000	28,000,000	△5,200,000	外国研修生受入・招聘事業（3件）
国際センター利用促進費	77,593,000	81,261,000	△3,668,000	国際センター施設借上料
国際協力推進費	5,670,000	6,322,000	△652,000	国際協力情報収集提供事業 国際理解促進事業 国際センター情報整備事業
海外研修員受入事業費	26,666,000	50,754,000	△24,088,000	海外技術研修員受入事業（3件）
予 備 費	200,344	500,111	△299,767	
当期支出合計(C)	343,611,344	397,197,111	△53,585,767	
当期収支差額(A-C)	△11,066,344	△10,900,111	△166,233	
次期繰越収支差額(B-C)	0	0	0	

(単位:円)

社団
法人 北方圏センター

2003(平成15)年度:特別会計収支決算

(収入の部)

科 目	予 算 額	決 算 額	増 減	摘 要
施設借上料収入	81,261,000	84,414,568	△3,153,568	国際センター施設借上料
施設利用料収入	158,520,000	156,092,446	2,427,554	JICA研修員宿泊料
負担金収入	28,486,000	28,047,058	438,942	施設維持管理費等負担金
研修等収入	158,894,000	176,679,262	△17,785,262	
研修事業収入	91,498,000	105,336,363	△13,838,363	技術研修業務受託
研修付帯事業収入	67,396,000	71,342,899	△3,946,899	研修付帯業務受託
当期収入合計(A)	427,161,000	445,233,334	△18,072,334	
前期繰越収支差額	0	0	0	
収入合計(B)	427,161,000	445,233,334	△18,072,334	

(単位:円)

社団
法人 北方圏センター

2004(平成16)年度:特別会計収支予算

(収入の部)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	摘 要
施設借上料収入	77,593,000	81,261,000	△3,668,000	国際センター施設借上料
施設利用料収入	158,520,000	158,520,000	0	JICA研修員宿泊料
負担金収入	28,042,000	28,486,000	△444,000	施設維持管理費等負担金
研修等収入	182,114,000	158,894,000	23,220,000	
研修事業収入	107,060,000	91,498,000	15,562,000	技術研修業務受託
研修付帯事業収入	75,054,000	67,396,000	7,658,000	研修付帯業務受託
当期収入合計(A)	446,269,000	427,161,000	19,108,000	
前期繰越収支差額	0	0	0	
収入合計(B)	446,269,000	427,161,000	19,108,000	

(単位:円)

(支出の部)

科 目	予 算 額	決 算 額	増 減	摘 要
管理費	52,392,000	51,612,073	779,927	
人件費	52,392,000	51,612,073	779,927	職員給与・福利厚生費等
運営費	276,566,000	277,380,624	△814,624	
運営管理費	276,566,000	277,380,624	△814,624	維持管理委託料、光熱水費 事務機器使用料、通信費等
研修費	98,203,000	116,240,637	△18,037,637	
研修事業費	72,475,000	89,714,695	△17,239,695	技術研修業務実施経費
研修付帯費	25,728,000	26,525,942	△797,942	オリエンテーション、日本語研修、 福利厚生、地域交流事業実施経費
当期支出合計(C)	427,161,000	445,233,334	△18,072,334	
当期収支差額(A-C)	0	0	0	
次期繰越収支差額(B-C)	0	0	0	

(単位:円)

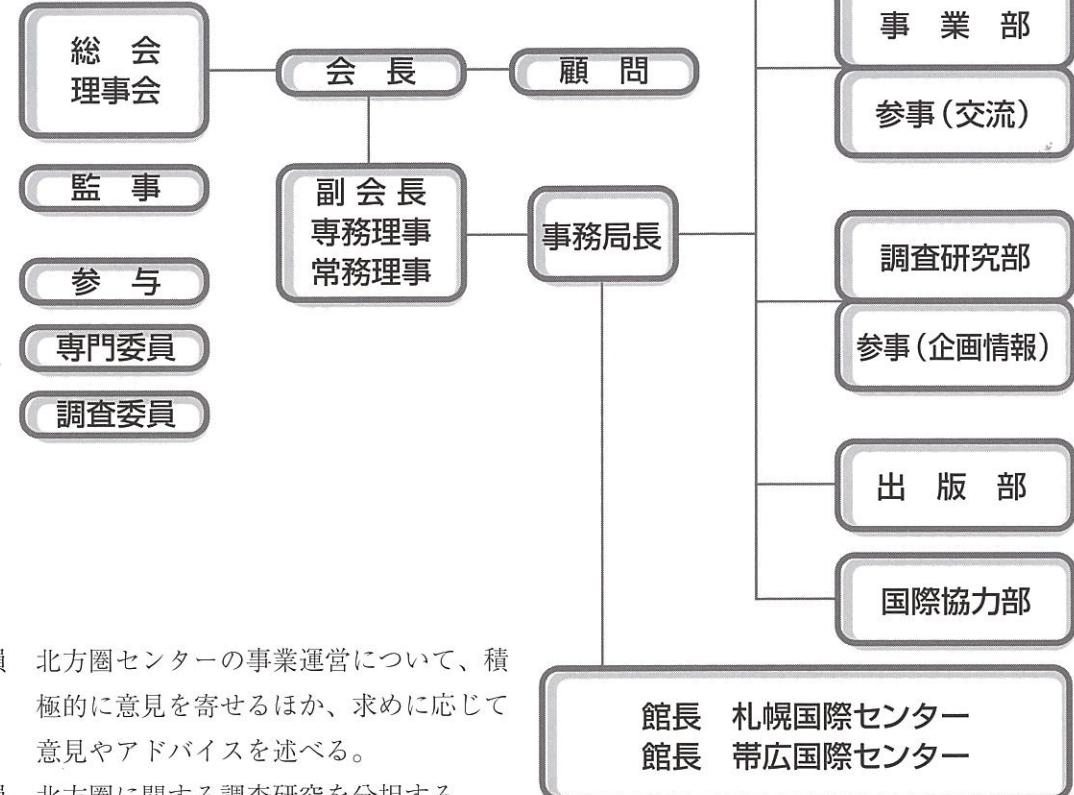
(支出の部)

科 目	予 算 額	前年度予算額	増 減	摘 要
管理費	51,372,000	52,392,000	△1,020,000	
人件費	51,372,000	52,392,000	△1,020,000	職員給与、福利厚生費等
運営費	280,909,000	276,566,000	4,343,000	
運営管理費	280,909,000	276,566,000	4,343,000	維持管理委託料、光熱水費、 事務機器使用料、通信費等
研修費	113,988,000	98,203,000	15,785,000	
研修事業費	82,806,000	72,475,000	10,331,000	技術研修業務実施経費
研修付帯費	31,182,000	25,728,000	5,454,000	オリエンテーション、日本語研修、 福利厚生、地域交流事業等実施経費
当期支出合計(C)	446,269,000	427,161,000	19,108,000	
当期収支差額(A-C)	0	0	0	
次期繰越収支差額(B-C)	0	0	0	

(単位:円)

組織

2004



役員等

会長

泉 誠二 北海道電力相談役

副会長

菊池 育夫 北海道新聞社社長
斎藤 明 毎日新聞社会長
堰八義博 北海道銀行頭取
高向巖 北洋銀行頭取

副会長兼専務理事

町田 真英 北方圏交流基金専務理事

理事

我孫子 健一 北海道観光連盟会長
阿部 三恵 北海道国際女性協会名誉会長
内村 正教 日本放送協会札幌放送局局長
大野 馨 北海道水産会副会長
岡部 三男 前北海道経済連合会専務理事
奥村 幸一 ホクレン農業協同組合連合会代表理事副会長
木梨芳一 北海道文化放送社長

顧問

山本 隆幸 北海道開発局長
高橋 はるみ 北海道知事
神戸 典臣 北海道議会議長
上野 晃 北海道市長会会長
海老澤 順三 北海道町村会会长
伊藤 義郎 日本国際連合協会北海道本部長
戸田 一夫 北海道科学技術総合振興センター理事長

常務理事兼事務局長

林 敏明 北方圏交流基金常務理事兼事務局長
斎藤 大雄 北海道文化団体協議会会長
佐々木 正丞 北海道ガス会長
白石 重昭 札幌テレビ放送社長
白藤 芳春 前北海道市長会事務局長
杉本 拓 北海道スウェーデン協会会長
関 清秀 北海道大学名誉教授
滝沢 靖六 札幌貿易協会副会長

田付 泰三 スウェーデン交流センター理事長
辻井 達一 北海道環境財團理事長
中島 俊明 朝日新聞社北海道支社支社長
長沼 修 北海道放送社長
南原 一晴 北海道町村会常務理事
西山 猛 毎日新聞社北海道支社支社長
浜本 孝久 北海道テレビ放送社長

監事

松田 光院 北海道体育協会専務理事

参与

土居 博昭 北方四島交流北海道推進委員会会長

専門委員

井口 光雄 北海道フィンランド協会副会長
今堀 忠国 北海道振興機構理事
岩崎グットマンまさみ 北海学園大学教授
川崎 一彦 北海道東海大学教授
川名 早苗 北海道通訳者協会会員

船橋 賢二 日本青年会議所北海道地区協議会会長
向井 慎一 北海道商工会議所連合会専務理事

元林 憲平 テレビ北海道社長

森本 正夫 北海学園理事長

矢後 勝洋 読売新聞社北海道支社支社長

山下 克彦 北海道教育大学理事

吉野 次郎 札幌銀行頭取

斎藤 靖士 前北方圏センター副会長兼専務理事

久保 妙子 北海道日本ロシア協会事務局長

高谷 富士雄 滝川国際交流協会理事

土井 龍雄 北海道青少年育成協会専務理事

松本 懿 鮎農学園大学教授

施設



オープン：昭和54.1.25

会議室 (96席)	202m ²
特別会議室 (16~22席)	73m ²
資料閲覧室 (10席)	41m ²
図書資料室	43m ²
映写室	17m ²
役員室	30m ²
事務局	239m ²
その他	87m ²
計	732m ²

札幌市中央区北3条西7丁目(道庁別館12階)

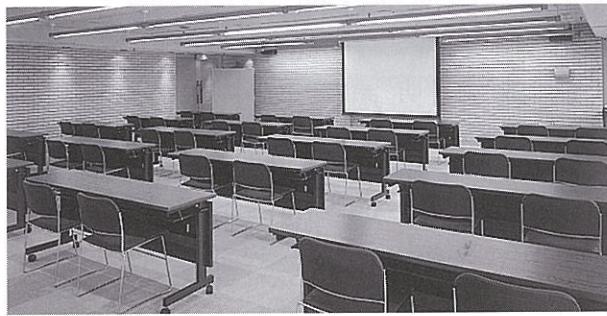


社団法人 北方圏センター定款



■特別会議室 (16席とオブザーバー用 6席)

青緑丹銅板製の大ドアで仕切られた室内は雪の結晶型（8角形）で、白クロス張りの壁と天井で落ちていた雰囲気となっている。直径4メートルの円形テーブルは道産カラマツの木工集成材製品。



■会議室 (96席)

壁は道産白レンガを使用。
映写装置（プロジェクター、資料提示装置、スライド、OHP）完備。
インターネット回線も使用できる。



■図書資料／資料閲覧室

6基の電動書架と資料戸棚に、北方圏諸国を中心とした各種国際関連の図書・視聴覚資料を収蔵している。また北海道内外の国際交流・国際協力団体の資料を取り揃えており、インターネットやビデオが利用（無料）できる閲覧ブースも設置している。資料閲覧室10席、閲覧ブース4席。

■国際センター



札幌国際センター (JICA札幌)



帯広国際センター (JICA帯広)

札幌国際センター			帯広国際センター		
住所	札幌市白石区本通16丁目南4番25号		施設名	面積m ²	席数
宿泊規模	100人（97室）		セミナールーム(1)～(3)	39	12
図書資料室	開館時間 月～金 10：30～20：00、土 10：00～16：00、日祝日等は閉館		セミナールーム(4)	85	24
会議室	施設名	面積m ²	ブリーフィングルーム	41	20
	会議室(1)	70	オリエンテーションルーム	85	38
	会議室(2)	43	和室	53	8
	セミナールーム(1)～(9)	49			
	セミナールーム(10)	73			
	セミナールーム(7)+(8)	98			
	ブリーフィングルーム	183			
	オリエンテーションルーム	103			
食堂	通常営業時間	土・日・祝日営業時間	通 常 営 業 時 間	土・日・祝日営業時間	
	朝食7：00～8：30	朝食8：00～9：30	朝食7：30～9：00	朝食8：00～10：30	
	昼食11：30～13：30	昼食11：30～13：30	昼食11：30～14：00	昼食11：30～14：00	
	夕食17：30～20：30	夕食17：30～20：30	夕食17：30～20：30	夕食17：30～20：30	

(名 称)
(事 務 所)
(目 的)

(事 業)

(会員の資格)
(会員の種類)

(正 会 員)
(特 別 会 員)

(推 薦 会 員)
(入 会)

(会 費)

(退 会)

(除 名)

(名 誉 会 員)

(役員の定数)

1972 (昭和47).1.28内閣総理大臣設立許可	1978 (昭和53).4.20	一部変更認可
1995 (平成7).6.28	〃	一部変更認可
1996 (平成8).5.21	〃	一部変更認可
1999 (平成11).6.22	〃	一部変更認可
2004 (平成16).7月 国土交通大臣変更認可 申請中		

第1章 総 則

第1条 この法人は、社団法人北方圏センターという。
第2条 この法人は、事務所を北海道札幌市中央区北3条西7丁目に置く。
第3条 この法人は、北海道と北方圏諸国との経済、文化及び学術等の交流（以下「北方圏交流」という。）を積極的に推進し、併せてこれに關係する北方圏諸国以外の諸国との交流を進めることによって、我が国の経済、文化及び学術の発展振興に寄与するとともに、北海道の開発及び繁栄に貢献することを目的とする。

第4条 この法人は、前条の目的を達するために、次の事業を行う。

- 1 北方圏交流に関する企画・立案
- 2 北方圏諸国に関する調査、研究及び情報の収集・提供
- 3 北方圏諸国に関する講演会及び研究会等の開催
- 4 北方圏諸国に関する図書及び雑誌等の刊行
- 5 北方圏交流の促進のため又は北方圏交流の成果を活用するための北海道と北方圏諸国以外の諸国との国際交流の推進
- 6 北方圏諸国との交流事業への助成
- 7 北海道国際センターの管理運営
- 8 その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員及び名誉会員

第5条 会員はこの法人の目的及び事業に賛同する法人、団体並びに個人とする。

第6条 この法人の会員は次の4種類とし、正会員及び特別会員をもって民法上の社員とする。

- 1 正会員
- 2 特別会員
- 3 推薦会員
- 4 名誉会員

第7条 正会員は法人、団体又は個人とし、理事会の承認を得た者とする。

第8条 特別会員はこの法人の目的を支持し、1口50,000円以上の寄附をし、かつ、理事会の承認を得た者とする。

第9条 推荐会員は北方圏に関する専門家で、理事会において推薦された者とする。

第10条 この法人の正会員又は特別会員となるためには、所定の入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

第11条 正会員は次の年会費を納めなければならない。

- 1 個 人 1口 5,000円 1口以上
- 2 法人及び団体 1口 10,000円 1口以上

第12条 会員が退会しようとするときは会長に届け出なければならない。

- 2 会員が死亡し、又は解散したときは退会したものとみなす。

第13条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決によりこれを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- 1 定められた会費の納入を怠ったとき。
- 2 定款、規則又は総会の議決に違反したとき。
- 3 この法人の名誉を傷つけ、又はこの法人の目的に反する行為のあったとき。

第14条 この法人の目的を達成するために特に必要と認めるときは、理事会の承認を得て名誉会員を置くことができる。

第3章 役 員 等

第15条 この法人に次の役員を置く。

(役員の選任)	理事30名以上40名以内、監事2名 2 理事のうち、1名を会長、10名以内を副会長、1名を専務理事、1名を常務理事とする。 第16条 理事及び監事は社員の中から総会において選任する。 2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は理事会の互選によって選任する。 3 理事及び監事は相互に兼ねことができない。 4 理事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を主務官庁に届け出なければならない。 5 監事に異動があったときは、遅滞なくその旨を主務官庁に届け出なければならない。	3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。 1 理事会が必要と認め招集の請求があつたとき。 2 社員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があつたとき。 3 第17条第6項第4号の規定により、監事から招集の請求があつたとき、又は監事が招集したとき。 4 理事会は通常理事会及び臨時理事会とする。 5 通常理事会は毎年1回以上開催する。 6 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。 1 会長が必要と認めたとき。 2 理事現在数の3分の1から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。 3 第17条第6項第4号の規定により、監事から招集の請求があつたとき、又は監事が招集したとき。
(役員の職務)	第17条 会長はこの法人を代表し、この法人の事務を総理する。 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは会長があらかじめ定めた順序により、その職務を代行する。 3 専務理事は会長、副会長を補佐してこの法人の事務を総括する。 4 常務理事は会長、副会長、専務理事を補佐してこの法人の事務を分担処理する。 5 理事は理事会において第26条に規定する事項を議決する。 6 監事は、次に掲げる職務を行う。 1 財産及び会計を監査すること。 2 理事の業務執行状況を監査すること。 3 財産、会計及び業務の執行について、不整の事実を発見したときは、これを総会又は主務官庁に報告すること。 4 前号の報告をするため必要があるときは、総会又は理事会の招集を請求し、若しくは総会又は理事会を招集すること。	第28条 会議は、第17条第6項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。 2 総会の招集は社員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時、場所を示した文書をもって開会の日の10日前までに通知しなければならない。 3 会長は、前条第3項の規定による請求があつたときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。 4 会長は、前条第6項第2号又は第3号の規定による請求があつたときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。 5 会議の議長は会長がこれに当たる。ただし、会長に事故あるときは副会長又は専務理事がこれに当たる。
(役員の任期)	第18条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。 2 補欠により選任された役員の任期は前任者の在任期間とする。 3 役員は辞任した場合又は任期満了の場合においても後任者が就任するまではその職務を行わなければならない。	第29条 会議はそれぞれ構成員の過半数以上の出席がなければ開会することができない。
(役員の資格喪失及び解任)	第19条 役員が第12条及び第13条の規定により会員の資格を喪失したときは、役員の資格を喪失するものとする。 2 役員に役員としてふさわしくない行為があったときは、その任期中といえども総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えるなければならない。	第30条 会議の議事はこの定款に別段の定めがある場合を除くほか、それぞれの出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
(役員の報酬及び費用弁償)	第20条 役員は無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。 2 役員には費用を弁償することができる。 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。	第31条 やむを得ない理由のため会議に出席できない者は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席者に書面をもって表決を委任することができる。この場合、前2条の適用については会議に出席したものとみなす。
(顧問)	第21条 この法人に、顧問10名以内を置くことができる。顧問は理事会の同意を得て会長が委嘱し、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。 2 顧問には、第18条第1項及び第20条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「顧問」と読み替えるものとする。	第32条 会議の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなくてはならない。 1 開催の日時及び場所 2 社員又は理事の現在数 3 会議に出席した社員又は理事の氏名 4 議決事項 5 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨 6 議事録署名人の選任に関する事項
(参考)	第22条 この法人に、参与3名以内を置くことができる。参与は理事会の同意を得て会長が委嘱し、この法人の運営に関して意見を述べることができる。 2 参与には、第18条第1項及び第20条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「役員」とあるのは「参与」と読み替えるものとする。	第33条 会長は、この法人の事業の円滑な運営を図るために必要があるときは、理事会の議決を経て、委員会を置くことができる。 2 委員会の委員は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。 3 委員会に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。
(会議の種類)	第23条 この法人の会議は総会及び理事会の2種とする。	第5章 資産及び会計
(会議の構成)	第24条 総会は社員をもって構成し、理事会は理事をもって構成する。	第34条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。 1 財産目録記載の財産 2 会費 3 寄附金品 4 事業に伴う収入 5 資産から生ずる収入 6 その他の収入
(総会の議決事項)	第25条 総会はこの定款に別に規定するものほか、次の事項を議決する。 1 予算及び決算に関する事項 2 事業計画及び事業報告に関する事項 3 財産目録に関する事項 4 その他この法人の運営に関する重要な事項	第35条 この法人に第4条第6号に掲げる事業を行うため、北方圏交流基金（以下「基金」という。）を置く。 2 基金は、基本財産及び運用財産の2種とする。 3 基本財産は、基金のうち基本財産として指定された財産及び基本財産とすることを指定して寄附された財産をもって構成する。 4 運用財産は、基本財産以外の資産とする。 5 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することはできない。ただし、事業遂行
(理事会の議決事項)	第26条 理事会はこの定款に別に規定するものほか、次の事項を議決する。 1 総会の議決した事項の執行に関する事項 2 総会に付議すべき事項 3 その他総会の議決を要しないこの法人の事務の執行に関する事項	
(会議の開催)	第27条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。 2 通常総会は、毎年1回以上開催する。	

第4章 会議

- 第23条 この法人の会議は総会及び理事会の2種とする。
- 第24条 総会は社員をもって構成し、理事会は理事をもって構成する。
- 第25条 総会はこの定款に別に規定するものほか、次の事項を議決する。
1 予算及び決算に関する事項
2 事業計画及び事業報告に関する事項
3 財産目録に関する事項
4 その他この法人の運営に関する重要な事項
- 第26条 理事会はこの定款に別に規定するものほか、次の事項を議決する。
1 総会の議決した事項の執行に関する事項
2 総会に付議すべき事項
3 その他総会の議決を要しないこの法人の事務の執行に関する事項
- 第27条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。
2 通常総会は、毎年1回以上開催する。

(会議の招集)

- 3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
1 理事会が必要と認め招集の請求があつたとき。
2 社員の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があつたとき。
3 第17条第6項第4号の規定により、監事から招集の請求があつたとき、又は監事が招集したとき。
4 理事会は通常理事会及び臨時理事会とする。
5 通常理事会は毎年1回以上開催する。
6 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
1 会長が必要と認めたとき。
2 理事現在数の3分の1から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があつたとき。
3 第17条第6項第4号の規定により、監事から招集の請求があつたとき、又は監事が招集したとき。

(開会の定足数)

- 第28条 会議は、第17条第6項第4号の規定により監事が招集する場合を除き、会長が招集する。
2 総会の招集は社員に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時、場所を示した文書をもって開会の日の10日前までに通知しなければならない。
3 会長は、前条第3項の規定による請求があつたときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
4 会長は、前条第6項第2号又は第3号の規定による請求があつたときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
5 会議の議長は会長がこれに当たる。ただし、会長に事故あるときは副会長又は専務理事がこれに当たる。

(議決の定足数)

- 第29条 会議はそれぞれ構成員の過半数以上の出席がなければ開会することができない。

(代理議決)

- 第30条 会議の議事はこの定款に別段の定めがある場合を除くほか、それぞれの出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(議事録)

- 第31条 やむを得ない理由のため会議に出席できない者は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席者に書面をもって表決を委任することができる。この場合、前2条の適用については会議に出席したものとみなす。

(委員会)

- 第32条 会議の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなくてはならない。

- 1 開催の日時及び場所
- 2 社員又は理事の現在数
- 3 会議に出席した社員又は理事の氏名
- 4 議決事項
- 5 議事の経過及び要領並びに発言者の発言要旨
- 6 議事録署名人の選任に関する事項

(資産の構成)

- 第33条 会長は、この法人の事業の円滑な運営を図るために必要があるときは、理事会の議決を経て、委員会を置くことができる。

- 2 委員会の委員は、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。

- 3 委員会に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(北方圏交流基金)

- 第5章 資産及び会計**
- 第34条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
1 財産目録記載の財産
2 会費
3 寄附金品
4 事業に伴う収入
5 資産から生ずる収入
6 その他の収入
- 第35条 この法人に第4条第6号に掲げる事業を行うため、北方圏交流基金（以下「基金」という。）を置く。
2 基金は、基本財産及び運用財産の2種とする。
3 基本財産は、基金のうち基本財産として指定された財産及び基本財産とすることを指定して寄附された財産をもって構成する。
4 運用財産は、基本財産以外の資産とする。
5 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することはできない。ただし、事業遂行

(資産の管理)

(経費の支弁)

(事業計画及び予算)

(事業報告及び決算)

(会計年度)

(定款の変更)

(解散及び残余財産の処分)

(設置等)

(書類及び帳簿等の備付)

(委任)

上やむを得ない理由があるときは、理事会及び総会の議決を経て、かつ、主務官庁の承認を得て、その一部に限り処分し、又は担保に供することができる。

6 基金に係る経理は、ほかの経理と区別して整理しなければならない。

7 基金の運営は、この定款に定めるもののほか、必要な事項については、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第36条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第37条 この法人の経費は、基金の基本財産以外の資産をもって支弁する。

第38条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に会長が編成し、総会において出席社員の3分の2以上の議決を経て、主務官庁に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない事情により事業年度開始前に総会を開催できない場合にあっては、当該事業年度開始後2月以内に総会において出席社員の3分の2以上の議決を経るものとする。

3 前項の場合において、会長は総会の議決を経るまでの間、前年度の予算に準じ収入支出することができる。

4 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

第39条 この法人の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が事業報告書、収支決算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を受け、総会において出席社員の3分の2以上の議決を経て、その事業年度終了後3月以内に主務官庁に報告しなければならない。この場合において、資産の総額に変更があったときは、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添えるものとする。

2 基金の収支決算に剩余金があるときは、理事会及び総会の議決を得て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は翌年度に繰り越すものとする。

第40条 この法人の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第6章 定款の変更及び解散

第41条 この定款は、総会において総社員の3分の2以上の議決を経て、主務官庁の認可を得なければ変更することができない。

第42条 この法人は民法第68条第1項第2号から第4号まで、及び第2項の規定によるほか、総会において総社員の4分の3以上の議決を経て、主務官庁の認可を得て解散する。

2 解散後の残余財産は、総会において総社員の4分の3以上の議決を経て、主務官庁の許可を得て、この法人と類似の目的をもつ他の団体に寄附するものとする。

第7章 事務局

第43条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第44条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- 1 定款
- 2 会員名簿及び会員の異動に関する書類
- 3 理事及び監事の名簿
- 4 事業計画及び予算に関する書類
- 5 事業報告及び決算に関する書類
- 6 財産目録、正味財産増減計算書及び貸借対照表
- 7 許可、認可等及び登記に関する書類
- 8 定款に定める機関の議事に関する書類
- 9 理事及び監事の履歴書
- 10 職員の名簿及び履歴書
- 11 その他必要な帳簿及び書類

2 前項第1号から第6号までに掲げる書類については、これを一般の閲覧に供しなければならない。

第8章 捕則

第45条 この定款の施行について必要な事項は理事会の議決を経て会長が定める。

財団法人

北方圏 交流基金

設立

趣旨

事業

財源

組織

(財)北方圏交流基金は、平成16(2004)年6月30日に解散し、7月1日に(社)北方圏センターと統合しました。残余財産の処分が終了する11月1日(予定)までの間、清算法人として存続し、助成業務は北方圏センターに引き継がれました。

北方圏交流基金は、外務大臣許可を受け、北方圏構想による北方圏交流事業を資金面で支援するため、昭和53年7月24日に設立され、(社)北方圏センターと車の両輪のかたちで機能していました。

北方圏諸国との生活、文化、学術、スポーツ、経済、産業等の各種交流事業を支援することを目的とし、北方圏諸国間の相互理解や友好交流を促進し、北方圏に暮らす人々が知恵を出し合い、豊かな地域づくりを目指す事業等を助成する。

公募により、北海道内の団体又は個人が実施する次のような事業を対象に助成する。

(1) 北方圏交流の目的で行う人物の派遣、招聘

(2) 北方圏の発展を目的とする調査研究

(3) 北方圏の文化交流等を目的とする催事の実施

(4) 北方圏に関する資料の作成、収集

(5) その他、北方圏交流基金の趣旨に合う事業

* 対象となる事業経費は、講師、通訳、翻訳の謝金、会場設営費、資料・報告書・記録書等の印刷製本費、楽器等の運搬費等であり、旅費、滞在費は助成対象外である。

* 申請に当たっては、所定の「補助金交付要望書」(事業名、事業目的、計画内容、事業収支予算、補助金要望額等を記載)を提出する。

* 北方圏交流基金が、(社)北方圏センターに統合したことにより、助成事業は、北方圏センターの特定基金として上記同様の内容で運営される。

解散後の交付要望書提出先 (社)北方圏センター 参事(交流)

〒060-0003 札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館12階

助成の財源は基金の運用収入を充当している。平成16年7月1日現在における基金合計額は、506,402千円となっている。

理事会により運営され、理事長・専務理事・常務理事のもとに北方圏センター内にある事務局が運営する。



役員等

理事長

泉 誠二 北海道電力相談役

専務理事

町田 真英 北方圏センター副会長兼専務理事

常務理事兼事務局長

林 敏明 北方圏センター常務理事兼事務局長

理事

我孫子 健一 北海道観光連盟会長

阿部 三恵 北海道国際女性協会名誉会長

内村 正教 日本放送協会札幌放送局局長

海老澤 順三 北海道町会会长

岡部 三男 前北海道経済連合会専務理事

奥村 幸一 ホクレン農業協同組合連合会代表理事副会長

菊池 育夫 北海道新聞社社長

顧問

高橋 はるみ 北海道知事

上野 晃 北海道市長会会長

伊藤 義郎 日本国際連合協会北海道本部長

戸田 一夫 北海道科学技術総合振興センター理事長

土居 博昭 北方四島交流北海道推進委員会会長

滝沢 靖六 札幌貿易協会副会長

田付 泰三 スウェーデン交流センター理事長

辻井 達一 北海道環境財團理事長

中島 俊明 朝日新聞社北海道支社社長

中田 和子 北海道女性団体連絡協議会会長

長沼 修 北海道放送社長

長沼 憲彦 北海道市長会理事

監事

松田 光院 北海道体育協会専務理事

西山 猛 毎日新聞社北海道支社支社長

浜本 孝久 北海道テレビ放送社長

藤田 恒郎 北海道カナダ協会会長

南山 英雄 北海道電力会長

向井 慎一 北海道商工会議所連合会専務理事

森本 正夫 北海学園理事長

矢後 勝洋 読売新聞社北海道支社支社長

財団法人 北方圏交流基金

2003(平成15)年度：収支決算

(収入の部)

(単位:円)

科目	予算額	決算額	増減
基本財産運用収入	5,343,000	5,260,655	82,345
運用財産運用収入	6,817,000	6,804,962	12,038
当期収入合計(A)	12,160,000	12,065,617	94,383
前期繰越収支差額	7,018,742	7,018,742	0
収入合計(B)	19,178,742	19,084,359	94,383

(支出の部)

(単位:円)

科目	予算額	決算額	増減
交流事業助成費	7,000,000	4,730,000	2,270,000
管理費	8,507,000	7,434,576	1,072,424
人件費	7,169,000	6,680,399	488,601
事務費	1,000,000	416,177	583,823
退職手当積立金	338,000	338,000	0
予備費	3,671,742	0	3,671,742
当期支出合計(C)	19,178,742	12,164,576	7,014,166
当期収支差額(A-C)	△7,018,742	△98,959	△6,919,783
次期繰越収支差額(B-C)	0	6,919,783	△6,919,783

財団法人 北方圏交流基金

2004(平成16)年度：収支予算

(収入の部)

(単位:円)

科目	予算額	前年度予算額	増減
基本財産運用収入	4,603,000	5,343,000	△740,000
運用財産運用収入	6,621,000	6,817,000	△196,000
当期収入合計(A)	11,224,000	12,160,000	△936,000
前期繰越収支差額	6,919,783	7,018,742	△98,959
収入合計(B)	18,143,783	19,178,742	△1,034,959

(支出の部)

(単位:円)

科目	予算額	前年度予算額	増減
交流事業助成費	7,000,000	7,000,000	0
管理費	8,037,000	8,507,000	△470,000
人件費	6,999,000	7,169,000	△170,000
事務費	700,000	1,000,000	△300,000
退職手当積立金	338,000	338,000	0
予備費	3,106,783	3,671,742	△564,959
当期支出合計(C)	18,143,783	19,178,742	△1,034,959
当期収支差額(A-C)	△6,919,783	△7,018,742	98,959
次期繰越収支差額(B-C)	0	0	0

平成15年度助成事業実績

区分	事業名	事業名	助成 (千円)	場所	時期	内容
文化	Jo Petty絵画指導交流事業	びふか国際交流の会	150	美深町	10月	美深町の小・中学生や町民に絵を描く楽しさを指導し、姉妹都市間の文化・人的交流を深めるため、姉妹都市、カナダBC州アッシュクラフト在住でバンクーバー市等で活動する女性画家Jo Pettyさんを招き、美深町の小中学生への絵画指導を通して町民と交流した。
	北東アジア・米国学生集中講座2003	(財)札幌国際プラザ	200	札幌市	7~8月	札幌に北東アジア・米国地域5カ国(中国・韓国・ロシア・米国・日本)の学生が集まり、北東アジアの諸問題について、講義・視察・討論などを通して相互理解と協力関係を構築した。
	「V.Kアルセニエフ沿海州探検とデルスウザーラ展」の開催と記念出版物の刊行	(財)北海道北方博物館交流協会	400	札幌市	7~8月	未開の地、沿海地方を探検し、自然や少数民族の生活文化を紹介したアルセニエフの実績を展覧会、記念講演会を開催して道民に紹介し、図録、講演録の刊行を行った。
	ロシアにおける日本文化フェスティバル2003音楽・舞踊劇「イゼルギリ婆さん」サハリン公演	舞台芸術工房・森の会	300	サハリン州	8月	北海道-サハリン州友好提携5周年でロシアでの日本文化フェスティバルの年に、連邦サハリン州ユジノサハリンスク市でロシア演劇人と舞台芸術工房・森の会創立10周年記念の共同公演を行った。
	日ロ交流シンポジウム「日ロ交流新時代・地方都市が担う役割」	(社)北海道総合研究調査会	250	札幌市	9月	パノフ駐日ロシア大使の基調講演と北海道の近隣の国ロシアとの関係についてのパネルディスカッションを行い、国際社会における地方都市の役割について意見交換し、相互交流についての認識を高めた。
	札幌アーティスト・イン・レジデンス	札幌アーティスト・イン・レンジデンス実行委員会	300	札幌市	9~3月	ドイツ、ポーランド等6カ国から6名の現代芸術家を札幌に招き、3ヶ月の滞在期間中、製作・シンポジウム・ワークショップ・展覧会などを行うとともに市民と交流した。
	設立15周年記念「ロシアにおける日本音楽指導と共同研究」	北海道国際音楽交流協会	300	ノボシビルスク市	9~10月	日本音楽の指導者を12年間ロシアに派遣してきた成果を世界に向けて発表することを目的に、ノボシビルスク市でロシアの日本音楽研究生と公演を行った。
	北方地域の社会・経済の比較研究に関する国際シンポジウムの開催事業	(財)北方文化振興協会	300	網走市	10月	国内外からの研究者を招いて、日本を含む北太平洋沿岸地域の近世以降の歴史、経済、社会の変容や相互関係を比較研究し、シンポジウムでグローバル化社会における地域の特徴や経済、社会、文化への影響を明らかにした。
	海外都市生活環境調査派遣事業	北海道市長会	210	北欧	10月	北方圏諸地域の都市の行政組織と管理システムを生活環境の整備、施策、課題等の観点から調査するために北方圏諸国4カ国へ調査団を派遣した。
	(財)スウェーデン交流センター20周年記念事業	(財)スウェーデン交流センター	300	当別町ほか	11月	同財團20周年を記念し、これまでの事業を総括、紹介し、スウェーデンとの相互理解と友好親善を促進することで北海道の生活文化の向上に貢献した。
学術	15周年記念特別コンファレンス事業	(社)北太平洋地域研究センター	300	札幌市	10月	北太平洋学術交流会議開催15周年を記念し、北太平洋地域研究の充実、研究プログラムへの支援、研究者の発掘・育成を図ることを目的に、15周年記念「懸賞論文コンテスト」を実施した。
	根室国際会議開催事業	海洋・水産科学に関する根室国際会議支援実行委員会	400	根室市	11月	花咲ガニの産業的価値を認識し、市場価値の拡大を目指して「ハナサキ・プログラム」を企画・推進するため、ロシアから研究者を招き、ワークショップを開催するなど、根室市とサハリン漁業・海洋学研究所(サフニロ)との共同研究体制を確立した。
経済	北方圏諸国における冬季観光の調査研究	(社)北方圏センター	300	北欧	通年	冬季の北海道観光の振興を目指し、北海道と同様の自然環境を備える北方圏諸国の冬季観光戦略や特色ある地域の取り組みを調査し、道内地方都市の冬季間の観光の具体的な方策を研究し、提言した。
	平成15年度ロシア人企業研修生受入事業	稚内商工会議所	270	稚内市	6~9月	稚内市の中小企業が、ロシア人企業研修生を受け入れ、技術・技能等の知識やノウハウ及び日本語や日本文化の学習を通して、今後、サハリンや極東地域との経済交流を活発化することで国際貢献の役割を果たした。
催事	第5回青少年サハリン「体験・友情」の船	北海道・ロシア極東交流事業実行委員会	350	サハリン州	7~8月	北海道とサハリン州の青少年の交流を通して相互理解を深め、「友好・平和」の担い手を育成することを目的として、道内の学生、教員、市町村・教育委員会関係者を同州に派遣し、友好を深めた。
	世界そばフェスタin幌加内	世界そばフェスタ実行委員会	400	幌加内町	9月	全国一の作付け面積と生産量を誇るそばの町、幌加内は、幌加内そばを地場産業として地域振興を図るために、平成6年から毎年「幌加内そば祭り」を開催し、10回目の本年、「世界そばフェスタin幌加内」を開催した。

16件 4,736

「財団法人 北方圏交流基金」寄付行為

1978 (昭和53).7.24	外務大臣許可
1986 (昭和61).9.30	主務官庁の権限を外務大臣から北海道知事へ委譲
1987 (昭和62).7.30	北海道知事一部変更認可
1999 (平成11).6.21	北海道知事一部変更認可
2004 (平成16).6.30	北海道知事解散認可

第1章 総 則

- (名 称)
 第1条 この法人は、財団法人北方圏交流基金という。
- (事 務 所)
 第2条 この法人は、事務所を北海道札幌市中央区北3条西7丁目に置く。
- (目 的)
 第3条 この法人は、北方圏諸地域との生活・文化・学術などの交流事業を効率的に行い、相互理解と友好親善を促進するとともに、北海道をはじめ北方圏諸地域の生活文化の向上と福祉の増進に貢献し、相互の発展に資することを目的とする。
- (事 業)
 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、個人又は団体が行う次の事業に対して助成する。
- (1) 北方圏の文化交流等の目的をもって行う人物の派遣及び招へい
 - (2) 北方圏の発展を目的とする調査・研究及び日本語の普及
 - (3) 北方圏の文化交流等を目的とする催しの実施
 - (4) 北海道の文化等を海外に紹介するための資料その他北方圏の文化交流等に必要な資料の作成、収集、交換及び頒布
 - (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 資産及び会計

- (資産の構成)
 第5条 この法人の資産は、次の各号をもって構成する。
- (1) 財産目録に記載された財産
 - (2) 資産から生ずる収入
 - (3) 寄附金品
 - (4) 事業に伴う収入
 - (5) その他の収入
- (資産の種別)
 第6条 この法人の資産は、基本財産及び運用財産とする。
- 2 基本財産は、次の各号をもって構成する。
- (1) 設立の際基本財産として指定された財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産
- 3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。
- 第7条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は、理事会の議決を得て理事長が別に定める。
- 2 基本財産のうち、現金は郵便局若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に換えて保管しなければならない。
- 第8条 この法人の基本財産は、これを処分し、又は担保に供することはできない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を経て、かつ、北海道知事の承認を得て、その一部に限り処分し、又は担保に供することができる。
- 第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。
- 第10条 この法人の事業計画及び収支予算は、理事長が作成し、毎会計年度開始前に理事会において出席理事3分の2以上の議決を経て、北海道知事に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 第11条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由による収支予算が成立しないとき

(事業報告及び収支決算)	は、理事長は、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出をすることができる。 2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。
(会計年度)	第12条 この法人の事業報告及び収支決算は、毎会計年度終了後理事長が事業報告書、収支決算書、財産目録等として作成し、監事の監査を経て理事会の承認を受け、資産の総額に変更が生じた場合には2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、その会計年度終了後3箇月以内に北海道知事に報告しなければならない。
(役員)	2 この財團の収支決算に剩余金があるときは、理事会の議決を経て、その一部若しくは全部を基本財産に編入し、又は、翌年度に繰越すものとする。
(役員の選任)	第13条 この法人の会計年度は、毎年4月1日から翌3月31日までとする。
(役員の職務)	<h3>第3章 役員等</h3> <p>第14条 この法人に、次の役員を置く。 理事 30名以上40名以内 監事 2名以内 2 理事のうち、1名を理事長、1名を専務理事、1名を常務理事とする。 3 理事に変更を生じた場合には、2週間以内に登記し、登記簿の謄本を添え、遅滞なく、その旨を北海道知事に届け出なければならない。</p>
(役員の任期)	第15条 理事及び監事は、評議員会において選任するものとする。 2 理事長及び専務理事及び常務理事は、理事の互選により定める。 3 理事長及び監事は、相互に兼ねることができない。
(役員の解任)	第16条 理事長は、この法人を代表し、業務を総理する。 2 専務理事は、理事長を補佐し、この法人の業務を掌理し、理事長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を行う。 3 常務理事は、理事長、専務理事を補佐してこの法人の事務を分担処理する。 4 理事は、理事会を構成し、この法人の業務を執行する。 5 監事は、民法第59条に定める職務を行う。
(役員の報酬)	第17条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。 3 役員は、辞任又は任期満了後でも、後任者が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。
(評議員)	第18条 理事長は、役員が次の各号の一に該当するときは、理事会において、理事総数の3分の2以上の議決を経て、その役員を解任することができる。 (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。 (2) 職務上の義務違反その他役員にふさわしくない行為があると認められたとき。
(顧問)	第19条 役員は、有給とすることができます。 2 役員、評議員には費用を弁償することができます。 3 前2項の報酬及び費用弁償に関する必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。
	第20条 この法人に、評議員30名以内を置く。 2 評議員は、理事会で選出し、理事長がこれを委嘱する。評議員は、役員を兼ねることできない。 3 評議員は、評議員会を組織し、理事長の諮問に応じて必要な事項を審議する。 4 評議員会は、理事長が必要と認めたとき召集する。 5 評議員会の議長は、評議員の互選により充てる。 6 評議員には、第17条(役員の任期)及び第18条(役員の解任)の規定を準用する。この場合において、これらの条文中「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。
	第21条 この法人に顧問若干人を置くことができる。 2 顧問は、理事会の承認を得て、理事長が委嘱する。 3 顧問は、理事長の諮問に応じ、理事長に意見を述べることができる。 4 顧問の任期は2年とし、再任は妨げない。

(構成)	第22条 理事会は、理事をもって構成する。
(招集等)	第23条 理事会は、理事長が必要と認めたとき招集し、理事長がその議長となる。
(議決事項)	2 理事長は、理事総会の3分の1以上から又は監事から会議の目的である事項を示して理事会の招集の請求があったときは、その請求のあった日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
(定足数等)	3 理事会を開催しようとするときは、会議の目的である事項、日時及び場所を示した書面をもって開催日の7日前までに理事に通知しなければならない。
(書面表決等)	第24条 理事会においては、この寄附行為に別に定めるものほか、次の事項を議決する。 (1) 事業計画及び収支予算 (2) 事業報告及び収支決算 (3) その他の重要事項
(議事録)	2 前項第1号及び第2号の事項は、評議員会に付議した後これを議決するものとする。
(規定の準用)	第25条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ議事を議決することができない。
(事務局)	2 理事会の議事は、この寄附行為に別に定めるものほか、出席理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
(寄附行為更)	第26条 理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもつて表決し、または他の出席理事に表決権の行使を委任することができる。この場合には、その理事は、出席したものとみなす。
(解散)	第27条 理事会の議事については、議事録を作成しなければならない。
(残余財産の処分)	2 議事録は、議長が作成し、少なくとも次の事項を記載し、議長及び議長が指名した出席理事2名以上がこれに署名押印するものとする。 (1) 会議の目的である事項、日時及び場所 (2) 理事総数及び出席理事数 (3) 議事の経過の概要及びその結果
(細則)	3 前項の議事録は、事務所に備え付けて置かなければならない。
	第28条 評議員会には、第23条3項(招集等)、第25条(定足数等)及び第26条(書面表決等)までの規定を準用する。この場合において、これらの条文中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」および「評議員」と読み替えるものとする。
	<h3>第5章 事務局</h3> <p>第29条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。</p>
	2 事務局の組織及び運営に関し、必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。
	<h3>第6章 寄附行為の変更及び解散</h3> <p>第30条 この寄附行為は、理事会において、理事総数の4分の3以上の議決を経て、かつ、北海道の変更の認可を受けなければ変更することができない。</p>
	第31条 この法人は、理事会において、理事総数の4分の3以上の議決を経て、かつ、北海道知事の認可を得なければ、解散することができない。
	第32条 この法人の解散のときに有する残余財産は、理事会において理事総数4分の3以上の議決を経て、かつ、北海道知事の認可を受けて、この法人と類似の目的をもつ団体に寄附するものとする。
	<h3>第7章 雜則</h3> <p>第33条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事長が、理事会の議決を経て、別に定める。</p>

北海道姉妹都市・友好提携自治体一覧

自治体名	相手自治体名	提携年月	相手自治体緯度	自治体名	相手自治体名	提携年月	相手自治体緯度
北海道	カナダ・アルバータ州	1980. 6	53°35' N (エドモントン)	名寄市	リンゼイ カナダ・オンタリオ州	1969. 8	45°05' N
	中国・黒竜江省	1986. 6	45°45' N (ハル濱)		ドーリンスク ロシア・サハリン州	1991. 3	47°04' N
	アメリカ・マサチューセッツ州	1990. 2	42°21' N (ボストン)	留萌市	ウラン・ウデ ロシア・ブリヤート自治共和国	1972. 7	51°50' N
	ロシア・サハリン州	1998. 6	46°58' N (ユジノサハ) (リンスク)		ネベリスク ロシア・サハリン州	1972. 9	46°40' N
札幌市	ポートランド アメリカ・オレゴン州	1959. 11	45°33' N	稚内市	バギオ フィリピン	1973. 3	16°25' N
	ミュンヘン ドイツ・バイエルン州	1972. 8	48°08' N		コルサコフ ロシア・サハリン州	1991. 7	46°38' N
	瀋陽 中国・遼寧省	1980. 11	41°48' N		ユジノサハリンスク ロシア・サハリン州	2001. 9	46°58' N
	ノボシビルスク ロシア・ノボシビルスク州	1990. 6	55°02' N		シトカ アメリカ・アラスカ州	1975. 12	57°05' N
	ブルーミントン・ノーマル アメリカ・イリノイ州	1962. 10	40°29' N	根室市	セベロクリリスク ロシア・サハリン州	1994. 1	50°40' N
	ユジノサハリンスク ロシア・サハリン州	1967. 11	46°58' N		シュラートミンク オーストリア・シュタイアーマルク州	1977. 2	47°23' N
旭川市	水原 韓国・京畿道	1989. 10	37°13' N	江別市	グレシャム アメリカ・オレゴン州	1977. 5	45°30' N
	哈爾濱 中国・黒竜江省	1995. 11	45°45' N		ネーピア ニュージーランド	1980. 4	39°29' S
	バーナビー カナダ・ブリティッシュコロンビア州	1965. 9	52°24' N	苫小牧市	秦皇島 中国・河北省	1998. 9	39°56' N
	ホルムスク ロシア・サハリン州	1975. 8	47°03' N		撫順 中国・遼寧省	1982. 4	41°52' N
釧路市	ペトロパロフスク・カムチャッキー ロシア・カムチャッカ州	1998. 8	54°54' N	夕張市	ハリファックス カナダ・ノバスコシア州	1982. 11	44°38' N
	ニューポート アメリカ・オレゴン州	1966. 4	44°38' N		ウラジオストク ロシア・沿海地方	1992. 7	43°05' N
	コルサコフ ロシア・サハリン州	1991. 1	46°38' N		レイクマコーリー オーストリア・ニューサウスウェールズ州	1992. 7	33°07' S
	フェアバンクス アメリカ・アラスカ州	1991. 2	64°50' N	函館市	ユジノサハリンスク ロシア・サハリン州	1997. 9	46°58' N
紋別市	ナホトカ ロシア・沿海地方	1966. 9	42°48' N		天津 中国・河北省	2001. 10	39°09' N
	ダニーデン ニュージーランド	1980. 7	45°53' S		キヤンベルリバー カナダ・ブリティッシュコロンビア州	1983. 10	51°01' N
	スワード アメリカ・アラスカ州	1968. 3	60°06' N	石狩市	ワニノ ロシア・ハバロフスク地方	1993. 6	49°05' N
帯広市	朝陽 中国・遼寧省	2000. 11	41°35' N		彭州 中国・四川省	2000. 10	30°90' N
	アンカレッジ アメリカ・アラスカ州	1969. 4	61°13' N	岩見沢市	ポカテロ アメリカ・アイダホ州	1985. 5	42°52' N
千歳市	エリザベス アメリカ・ニュージャージー州	1969. 6	40°40' N		ポートアルバニー カナダ・ブリティッシュコロンビア州	1986. 2	49°14' N
	ポロナイスク ロシア・サハリン州	1972. 8	49°14' N	網走市	ノックスビル アメリカ・テネシー州	1991. 1	35°58' N
	晋州 韓国・慶尚南道	1985. 5	35°11' N		日照 中国・山東省	2002. 7	35°04' N

自治体名	相手自治体名	提携年月	相手自治体緯度	自治体名	相手自治体名	提携年月	相手自治体緯度
芦別市	シャーロットタウン カナダ・プリンスエドワードアイランド州	1993. 7	46°14' N	遠別町	キャッスルガーベ カナダ・ブリティッシュコロンビア州	1989. 6	49°19' N
滝川市	スプリングフィールド アメリカ・マサチューセッツ州	1993. 8	42°07' N	東川町	カンモア カナダ・アルバータ州	1989. 7	51°05' N
赤平市	三陟 韓国・江原道	1997. 7	37°27' N	栗沢町	キャンビー アメリカ・オレゴン州	1989. 7	45°12' N
	汨羅 中国・湖南省	1999. 9	28°48' N	茅室町	トレシー アメリカ・カリフォルニア州	1989. 8	37°44' N
深川市	アボツフォード カナダ・ブリティッシュコロンビア州	1998. 9	49°03' N	大滝村	レイクカウチン カナダ・ブリティッシュコロンビア州	1989. 10	48°50' N
士別市	ゴールバーン オーストラリア・ニューサウスウェールズ州	1999. 7	34°45' S	興部町	ステットラー カナダ・アルバータ州	1990. 6	52°19' N
登別市	広州 中国・広東省	2002. 5	23°01' N	足寄町	ウェタスキワイン カナダ・アルバータ州	1990. 9	52°58' N
俱知安町	サンモリッツ スイス・グラウビュンデン州	1964. 3	46°30' N	猿払村	オジョルスキー ロシア・サハリン州	1990. 12	46°36' N
積丹町	シーサイド アメリカ・オレゴン州	1966. 5	45°02' N	常呂町	バー・ヘッド カナダ・アルバータ州	1991. 7	54°08' N
蘭越町	ザールフェルデン オーストリア・ザルツブルク州	1969. 10	47°23' N	瀬棚町	ハンフォード アメリカ・カリフォルニア州	1991. 8	36°20' N
遠軽町	バストス ブラジル・サンパウロ州	1972. 10	21°55' S	占冠村	アスペン アメリカ・コロラド州	1991. 8	39°10' N
美瑛町	ザールバッハ オーストリア・ザルツブルク州	1973. 7	47°23' N	本別町	ミッセル オーストリア・ビクトリア州	1991. 9	37°18' S
池田町	ベンティクトン カナダ・ブリティッシュコロンビア州	1977. 5	49°30' N	壯瞥町	ケミヤルビ フィンランド	1993. 5	66°40' N
別海町	バッサーブルグ ドイツ・バイエルン州	1979. 5	48°04' N	美深町	アシクラフト カナダ・ブリティッシュコロンビア州	1994. 7	50°43' N
上砂川町	スパーウッド カナダ・ブリティッシュコロンビア州	1980. 9	49°45' N	沼田町	ポートハーディ カナダ・ブリティッシュコロンビア州	1994. 9	50°43' N
佐呂間町	パー・マ アメリカ・アラスカ州	1980. 10	61°36' N	奈井江町	ハウスヤルビ フィンランド	1995. 4	61°21' N
白老町	ケネル カナダ・ブリティッシュコロンビア州	1981. 7	52°59' N	鷹栖町	ゴールドコースト オーストラリア・クイーンズランド州	1995. 11	27°58' S
厚岸町	クラレンス オーストラリア・タスマニア州	1982. 2	42°54' S	豊頃町	サマーランド カナダ・ブリティッシュコロンビア州	1996. 6	49°39' N
天塩町	ホーマー アメリカ・アラスカ州	1984. 4	59°40' N	広尾町	フログン ノルウェー	1996. 10	50°40' N
	トマリ ロシア・サハリン州	1992. 7	47°47' N	枝幸町	ソレフテオ スウェーデン・ベステルノルラン県	1996. 11	63°10' N
上川町	ロッキーマウンテンハウス カナダ・アルバータ州	1984. 6	52°22' N	清里町	モトエカ ニュージーランド・タスマニア地区	1997. 9	41°07' S
鹿追町	ストーニープレイン カナダ・アルバータ州	1985. 8	53°02' N	美幌町	ケンブリッジ ニュージーランド・ワイバ州	1997. 10	37°53' S
上富良野町	カムローズ カナダ・アルバータ州	1985. 9	53°01' N	七飯町	コンコード アメリカ・マサチューセッツ州	1997. 11	42°27' N
陸別町	ラコーム カナダ・アルバータ州	1986. 7	52°28' N	生田原町	モアラン・アン・モンターニュ フランス・ジュラ県	1998. 5	46°26' N
当別町	レクサンド スウェーデン・ダーラナ州	1987. 10	60°44' N	上湧別町	ホワイトコート カナダ・アルバータ州	1998. 7	54°10' N
静内町	レキシントン アメリカ・ケンタッキー州	1988. 7	38°03' N	湧別町	セルウイン ニュージーランド	2000. 7	43°38' S
余市町	イースト・ダンバートンシャイア イギリス・スコットランド	1988. 10	55°56' N	下川町	ケノーラ カナダ・オンタリオ州	2001. 4	49°47' N

在道外国公館

公 館 名	住 所	電 話 番 号	開 設 年 月
在札幌アメリカ合衆国 総領事館	064-0821 札幌市中央区 北1条西28丁目	011-641-1115~7	昭和27.6
在札幌大韓民国 総領事館	064-0823 札幌市中央区 北3条西21丁目9-1	011-621-0288~9	昭和41.6
在札幌ロシア連邦 総領事館	064-0914 札幌市中央区 南14条西12丁目826 URL : www1.odn.ne.jp/ruscons_sapporo/	011-561-3171~2	昭和42.10
在札幌中華人民共和国 総領事館	064-0913 札幌市中央区 南13条西23丁目15-1	011-563-5563	昭和55.9
在札幌オーストリア 領事館	060-0001 札幌市中央区北1条 西3丁目2大和銀行ビル5F	011-242-4381	平成4.12
在札幌カナダ名誉領事館 通商部	060-0807 札幌市北区北7条西2丁目20 東京建物札幌ビル2F	011-708-8702	平成13.6

道内名誉領事館

領 事 館 名	所 在 地	代 表 者
在札幌オーストリア共和国名誉領事館	060-0063 札幌市中央区北1条西3丁目 富士メガネビル6階 (☎011-261-3233)	名誉領事 金井 重博
在札幌ベルギー王国名誉領事館	064-0804 札幌市中央区大通西5丁目11-1 (株)ロイズコンフェクト内 (☎011-530-3822)	名誉領事 山崎 泰博
在札幌カナダ名誉領事館	060-0807 札幌市北区北7条西2丁目20 北海道カナダ協会内 (☎011-726-2861)	名誉領事 藤田 恒郎
在札幌チリ共和国名誉領事館	060-0004 札幌市中央区北4条西4丁目1 (株)加森観光内 (☎011-232-0639)	名誉領事 加森 公人
在札幌コロンビア共和国名誉領事館	063-0052 札幌市西区宮の沢2条2丁目11-36 (株)石屋製菓内 (☎011-666-1483)	名誉領事 石水 熱
在札幌デンマーク王国名誉領事館	060-8644 札幌市中央区北11条西15丁目 JR北海道(株)内 (☎011-700-5700)	名誉領事 大森 義弘
在札幌フィンランド共和国名誉領事館	062-0931 札幌市豊平区平岸1条1丁目9-6 (株)ラルズ内 (☎011-813-2525)	名誉領事 横山 清
在札幌フランス共和国名誉領事館	060-0005 札幌市中央区北1条西14丁目1-23 北海道文化放送(株)内 (☎011-214-5211)	名誉領事 木梨 芳一
在札幌ドイツ連邦共和国名誉領事館	060-0041 札幌市中央区大通東1丁目2 北海道電力(株)内 (☎011-251-1111)	名誉領事 中野 友雄
在札幌インドネシア共和国名誉領事館	060-0042 札幌市中央区大通西7丁目3-1 北海道ガス(株)内 (☎011-207-2100)	名誉領事 佐々木正丞
在札幌モンゴル国名誉領事館	062-8605 札幌市豊平区旭町4-1-40 北海学園大学内 (☎011-831-0225)	名誉領事 森本 正夫
在札幌ノルウェー王国名誉領事館	060-0004 札幌市中央区北4条西11丁目 (株)札幌オーバーシーズコンサルタント内 (☎011-231-6547)	名誉領事 滝沢 靖六
在札幌フィリピン共和国名誉領事館	063-0841 札幌市西区八軒1条西1丁目2-27 日本食品製造(株)内 (☎011-611-1633)	名誉領事 戸部 謙一
在札幌スペイン国名誉領事館	064-0912 札幌市中央区南12条西18丁目 (株)ナシオ内 (☎011-563-8990)	名誉領事 名塩良一郎
在札幌タイ王国名誉領事館	001-0010 札幌市北区北10条西3丁目 勝木石油(株)内 (☎011-700-3358)	名誉領事 勝木 郁郎
在札幌連合王国(イギリス)名誉領事館	060-0042 札幌市中央区大通西17丁目1-23 札幌日産自動車(株)内 (☎011-613-2123)	名誉領事 金子 芳久
在札幌スリランカ民主社会主義共和国名誉領事館	060-0005 札幌市中央区北5条西6丁目1-23 菱中建設(株)内 (☎011-222-3681)	名誉領事 中村 光雄

在日大使館(北方圏関係諸国)

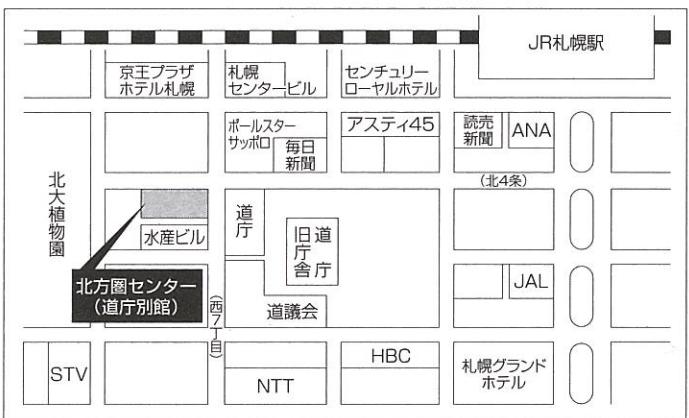
大使館名	住 所	電 話 番 号
カナダ大使館	〒107-8503 東京都港区赤坂7-3-38 URL : www.canadanet.or.jp/	03-5412-6200
中華人民共和国大使館	〒106-0046 東京都港区元麻布3-4-33	03-3403-3380
デンマーク王国大使館	〒150-0033 東京都渋谷区猿楽町29-6 URL : www.denmark.or.jp/	03-3496-3001
フィンランド大使館	〒106-8561 東京都港区南麻布3-5-39 URL : www.finland.or.jp/index-j.html	03-5447-6000
ドイツ連邦共和国大使館	〒106-0047 東京都港区南麻布4-5-10 URL : www.germanembassy-japan.org/japanisch/index_.htm	03-3473-0151
大韓民国大使館	〒106-8577 東京都港区南麻布1-2-5 URL : www.mofat.go.kr/embassy_htm/asia/japan/japanese/jp_japan	03-3452-7611
モンゴル国大使館	〒150-0047 東京都渋谷区神山町21-4 URL : embassy.kcom.ne.jp/mongolia/index-j.html	03-3469-2088
ノルウェー王国大使館	〒106-0047 東京都港区南麻布5-12-2 URL : www.norway.or.jp/	03-3440-2611
ロシア連邦大使館	〒106-0041 東京都港区麻布台2-1-1 URL : www.embassy.kcom.ne.jp/russia/index-j.html	03-3583-4224
スウェーデン大使館	〒106-0032 東京都港区六本木1-10-3 URL : www.sweden.or.jp/japanese/	03-5562-5050
連合王国大使館	〒102-8381 東京都千代田区一番町1 URL : www.uknow.or.jp/	03-5211-1100
アメリカ合衆国大使館	〒107-8420 東京都港区赤坂1-10-5 URL : usembassy.state.gov/tokyo/wwwjhmain.html	03-3224-5000
欧洲委員会代表部	〒102-0075 東京都千代田区三番町9-15ヨーロッパハウス URL : jpn.cec.eu.int/	03-3239-0441

「北方圏センター」シンボルマーク

六角形は、雪の結晶を表し、北国の雪のイメージを表現しています。
六角形のかさなりは、北方圏諸国地域のつながりと交流を表現しています。
上部の六角形は、北にのびるひろがりと発展を表現しています。
全体の形は、漢字の「北」、北海道の花「ハマナス」を表現しています。
全体が六角形に近い形でまとめられていることは、「調和」を意味しています。

北方圏センター資料	
(持ち出しを禁ず)	
整 理 番 号	分 類 番 号
19445	090

4



年 報

2004年度版

8

発行年月 2004年7月

発行・編集 (社)北方圏センター
(財)北方圏交流基金

印 刷 山藤三陽印刷株式会社